

2日目 (6月4日)

第2回福生市議会定例会会議録（第7号）

平成20年6月4日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	高橋 保雄君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君	総 務 部 事 参 事	田中 益雄君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 管 理 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第2回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 6月4日（水）午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書

（審査報告）

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕

日程第7 議案第33号 福生市手数料条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第34号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第35号 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第36号 福生市基本構想審議会条例

日程第11 議案第32号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第37号 福生市と羽村市、瑞穂町及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について

日程第13 議案第38号 東京都市収益事業組合規約の変更について

日程第14 議案第39号 平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第40号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第41号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第42号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第18 議案第43号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第19 議案第44号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第20 陳情第20－4号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書

日程第21 陳情第20－5号 下水道使用料の減免についての陳情書

日程第22 陳情第20－6号 議会は使命を果たすことを求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第2回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等については昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

議会運営委員会としては、以上のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、議員の本会議場への出入りについては正面右側、皆さんから向かって左側ですけれども、こちら側からの専用出入り口を使用することを議会運営委員会では確認をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、7番原田剛君。

（7番 原田剛君質問席着席）

○7番（原田剛君） おはようございます。本日、トップバッターで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は教育行政について、安全・安心まちづくりについて、道路行政についての3項目についてお聞きしたいと思います。

1項目目、教育行政について、1点目、中学校宿泊学習教室について、以下、通称「スプリングスクール」と言っております。平成20年3月、福生市教育委員会の福生市教育推進プランが出されました。学校教育編の中に体験的活動の推進と生活活動の充実という項目があります。特に小・中学校で行われている宿泊事業について内面を充実するとあります。そして2泊3日の宿泊事業をより有意義なものにするため、小学校6年時と中学校2年時の移動教室と中学校3年時の修学旅行が実施されてきま

した。今年度、これに加えて福生市立中学校宿泊学習教室として新たに入学してきた中学校1年生を対象に宿泊型の学習教室が4月に実施されました。

中学校の先生にお聞きしたところ、小学校を卒業していろいろ不安に思い、中学校へ入学して初めての宿泊教室、三中の場合には卒業した小学校が五小、七小ということもあり、各学校間での生徒で隔たりがあるのではないかと、また各グループごとまとまった行動はできるかなと心配されていたそうです。

しかし、生徒さんの学校間の隔たりはなかったし、言われたことはきちんと行い、まとまって行動、実行していたと言われておられました。先生方がそれぞれの生徒さんと一緒に学校生活をしてきたわけではなく、個々の生徒のことがまだわかっていない状況だったので、そのような面では気を使われていたとのことでした。

そこで、中学校のスプリングスクールの各学校の状況はいかがだったのかお伺いしたいと思います。この事業の目的として、宿泊を伴う学習教室を通し、学習習慣等を身につけることにより生徒の学習向上並びに豊かな心及び健やかな身体の育成を図るとあります。具体的な意義、目的、またこの時期にやっている意味をお伺いしたいと思います。

また、ある学校でも集団行動や、5分前に集合に関してもよくできていたし、話を聞く態度も立派だった。係の生徒たちが責任を持って行動していました。生徒同士はもちろん生徒と職員の関係づくりが進みました。何よりもこの学年の持っている力を知り、今後の積極的な課題認識ができましたとのいろいろな成果をお伺いしておりますが、次年度にはこのようにしたいというものがあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

2点目、新学習指導要領について、新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の一部改正省令が公布されました。新学習指導要領とは、子どもたちの生きる力を育む具体的な手立てとして約60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえた教育内容の改善を行います。授業時間増を図り、特に言語活動や理数教育を充実すること、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むために道徳教育や体育を充実することといった基本的な考え方に基づいています。

新学習指導要領は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面的に実施することとしていますが、新学習指導要領に対する保護者の期待や関心は極めて高く、平成21年度から理数教育を中心に前倒しして実施し、移行処置で小・中学校ともそれぞれ来年度から理数系の授業が、小学6年では算数が週0.7こま、中学1年の数学は週1こま、大幅にふえると聞いております。

また、改定の柱の一つに道徳教育の充実があります。その具体策に道徳教育推進教師の配置があります。各学校で道徳教育推進教師を置き、道徳教育の責任者が年間指導計画の作成や、各教員に指導内容を周知徹底することを通して道徳教育を充実させようというものです。道徳時間の位置づけがより強化されているように思われます。

やっと指導時間が確保できる、無理に学習内容を減らした今の指導要領は、教える

側にとってはとても不都合が多く、先行実施はうれしいとの声もありますが、ゆとり教育を上げた現行の学習指導要領の内容での授業しか経験したことがない若手教師がふえていることも懸念され、教師が初めて教える内容もあり、急いで準備しないと間に合わないという声もあるようです。

実施まであとわずか1年足らずということで、平成21年度から新学習指導要領への移行期間が始まりますが、どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。今後進めていく上で学校や生徒、児童の影響はいかがかお伺いしたいと思います。

3点目として情報モラル教育について、先日、北九州の女子校に通う1年生の女子生徒が「ブログに死ねと書き込みされた」などとおつづった遺書を残し自殺したという事件が報道されました。昨年もネット上に「きもい」などと書き込みされた男子高校生が自殺、ブログで同級生から中傷された女子中学生が自殺という事件もあり、いずれの事件も大変ショッキングな事件で、子どもを持つ親としてはいたたまれない気持ちになります。

テレビでも学校裏サイトやなりすましメールのことが話題になっています。学校裏サイトといわれる掲示板で生徒同士が情報交換の場としてつくっているようですが、誹謗中傷は書き込まないようなど一定のルールづけはあるようですが、メールを発信している人がだれかわからないため、何でも書き込むことができる。そして誹謗中傷がエスカレートし、いじめに発展していく。普段学校で顔を合わせて普通に接していても、裏サイトの中では誹謗中傷しているというようなことが起こります。

また、本人が全く何も書き込みをやっていないのにほかの人がその本人になりすまして掲示板に書き込みを行い、相手を挑発する。中傷がエスカレートし、本人が知らないところで混乱が起きているというようなこともあるようです。それからなりすましメール、全く別の人間が本人になりすまし、その友だちに誹謗中傷のメールを送り、送られた人がどのような反応を見ているか、そしてそのメールをもらった方は仲良くしている人から誹謗中傷のメールがくるので疑心暗鬼となり、学校では仲良くしているのになぜという不信でいっぱいになり不登校になってしまう。このような人間として卑劣なことをして、それを楽しんでいる生徒がいる。これ自体が信じられないことだと思います。

先日、中学校の運動会で、1500メートル走などで体力の差で周回遅れになる選出もありましたが、その選出をクラス全員で応援している姿を見て、この子たちの中にそのようなことをしている子がいるのだろうかと思う次第でありました。

政府の教育再生懇談会では、「子どもを有害情報から守るため、小・中学生が携帯電話を持つことがないよう関係者に協力を促している。携帯電話会社に対しては、通話やGPS機能に限定した機種種の開発と普及を促した」と言われておりましたが、まだまだ時間がかかることだと思います。

子どもの携帯の普及に伴い事故やトラブルが急増している現在、情報モラル教育の必要性は認識されていますが、その進め方がまだ十分でないと感じております。情報モラルの根底には人としてのモラルがあります。携帯やパソコンなどの普及のせいに

するのでもなく、人間の良心こそが一番大切です。よい使い方をすれば社会の発展につながりますが、悪い使い方をすれば簡単に犯罪につながることをまず教育しなければなりません。

学校だけでなく、家庭でも情報モラル教育は行っていかなければならないと認識しています。その上で携帯電話やパソコンを使う際の情報モラル教育を市としてどのように行われているのか、現状と今後の課題、改善計画はあるのかお伺いしたいと思います。

4点目として学校支援ボランティアについて、文部科学省は2008年度より、学校教員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の拡充のため各地で地域住民による学校支援活動を促進し、地域ぐるみの子どもの教育の推進や、地域の教育力の向上などを図る取り組みとして学校地域支援事業をスタートさせました。既に革新的な取り組みで話題を呼んでいる杉並区立和田中学校の例もありますが、学校ボランティア支援活動の全国展開には、各自治体の積極的な取り組みが必要であり、学校支援を教育行政の中で適切に位置付けて活用することが求められていますとあります。

千葉県木更津市では、開かれた学校の実現を目指し、1998年度から地域の持つ教育力を学校教育に生かす学校支援ボランティア活動推進事業を展開しています。特定の学校や地域が単独でこうした学校支援ボランティア事業に取り組んでいるケースは全国でも見受けられますが、木更津市は市町村教育委員会が管轄下の全学校を対象に取り組んでいるところが特徴でございます。ボランティア登録を行い、各学校の学校支援ボランティア担当の教師と、保護者や地域住民から選ばれた学校支援ボランティアコーディネーターが調整役となり進めていく、そのような取り組みが行われております。

その内容といえば、校舎の補修や窓ガラスの清掃、草刈り、またクラブ活動の指導、そして昔の遊び、その他朝校門に立ち、あいさつや声かけ運動を行っている。これだけ見ていくと福生市でも個々にやっている活動ではあります。それを組織として行っていくというものです。しかも学校教員の負担軽減を図りという大前提がありますが、学校支援ボランティアを組織として学校を支援していく計画はあるのかお伺いしたいと思います。

2項目目、安全・安心まちづくりについて、1点目、不審者情報について、4月からテレモ自治体情報の「マイタウン福生市」でいろいろな情報や催し物の開催情報などが入ってきて非常に便利になってまいりました。このことは広報ふっさにも掲載されていました。先日も多摩西部地区に光化学スモッグ注意報の連絡が入りました。野外での活動はなるべく控えてくださいなどの注意報も入ってまいります。

ところが、5月になって気になるのが不審者情報です。同じ日に2件入ってきたこともありました。5月13日、男子児童が後ろから近づいてきた男性に「誘拐していい」と複数回声をかけられた。また、同じ日に自転車に乗っていた女子児童が「遊ぼう」と声をかけられ、断ると男性が後を追ってきたので熊川児童館に逃げ込んだ。また、その前日の12日には小学校児童が自転車に乗っていたところ、徒歩で歩いて近

づいてきた男性に「おじさんの家に遊びにこないか」と声をかけられ、児童らはすぐ近くの児童館に駆け込み無事でしたという情報でした。この児童たちが本当に無事でよかったと思う次第です。

小・中学校の児童・生徒が被害に遭うようなことがあってはなりませんし、そういった上で最近の不審者情報についてお伺いしたいと思います。そして、不審者情報がどのように入ってきてテレモ自治体情報を発信するのか、不審者の情報メールの流れと、そして警察、学校、PTAとの連携についてお伺いしたいと思います。

2点目、防犯カメラの設置について、平成18年の事務報告書によりますと、平成17年度は外国人登録人口は2282人、18年度は2318人とふえてきているようです。国籍も50カ国に及んでいます。福生駅東口飲食店街ですが、この飲食店街のお店も外国人が経営するお店がふえてきていると言われております。また不動産会社をやっている方の情報ですが、アパートを借りにくる外国人がふえてきているとのこと。

福生駅の西口には交番があり、警察官も立っていて、その姿を見るだけで安心するものです。ところが東口の方は交番がありません。夜になると飲食店街付近にはいろいろな人種の人が歩いていて、言葉もわからないような状態でございます。夜ここを通るのはこわいという方もいます。その上、この飲食店街の中央を抜ける富士見通りは一小の通学路にもなっています。

防犯カメラは犯罪を抑止する効果もありますが、通学する子どもを守るという点からもこの東口の飲食店街に防犯カメラは設置できないでしょうかとお伺いします。

3項目目、道路行政について、永田橋の架け替え工事についてお聞きしたいと思います。

都道160号、伊奈・福生線、福生駅からあきる野へ向かう道路でございますが、この多摩川にかかっている永田橋が橋の架け替え工事に伴い、ことしの2月から仮設迂回道路として仮設の橋で車両の通行が始まっています。

この仮橋はレール状のH型の綱を組み立て、その上に約1メートル掛ける2メートルの復工板を置いたものです。ボルトで止めているような感じはするのですが、車が通過するとこのH綱と復工板の間でだんだんだんというような音がします。普通車でもこのような音なので、特に大型車が通った場合、遠くで聞くと雷が鳴っているような感じがします。周辺の住民から騒音がひどいと苦情を受け、市の方にも改善をお願いし、都議会公明党の方にも改善要求を上げた次第でした。

おかげさまで最初よりは改善されてきたようですが、一時期に騒音測定もされていたようです。騒音状況について、またどのような改善処置を行ってきたのかお伺いしたいと思います。そして今後騒音点検について、定期点検を行っていくのかお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） おはようございます。原田議員さんの御質問にお答えいたし

ます。

初めの教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

安全・安心まちづくりについての1点目、不審者情報の状況につきましては、市ではテレモ自治対情報「マイタウン福生市」にて携帯電話による市政情報提供サービスを行っております。携帯電話のインターネット接続サービスにより利用できるものでございまして、不審者情報はこの4月から登録者に配信できるようになり、今まで以上に素早い情報提供ができるようになっております。

不審者情報は、昨年度は11件ほどの情報提供がございました。今年度においては5月中に集中して5件ほどの情報が入り、市内公共施設等へのファックス伝達に加え、登録者にはテレモでの情報配信によりお知らせをいたしております。

市役所内では、各関係機関から不審者情報等の連絡があった場合の連絡網を定めております。情報の多くは児童やPTA、地域などから学校に入りますので、まずは学校から教育委員会に報告され、教育委員会を通じ市内全小・中学校及び安全安心まちづくり課にファックスにより連絡されます。そして安全安心まちづくり課から保育園、幼稚園、学童クラブ等へファックスで連絡し、子どもの安全の確保を図っております。

学童クラブへの連絡については、社会福祉協議会を通じて行っております。現場の状況等について常に検証を行い、速やかな情報伝達ができるよう対応してまいりたいと考えておりますが、毎月開催している安全安心まちづくり市民ひろばの中でも情報の素早い提供を求める意見が出されています。また、福生警察署少年係とも密接に連絡をとりながら情報の共有を図っております。なお、情報の発信に当たっては、プライバシーへの配慮や、いたずらに不安をかき立てることのないよう十分な配慮も必要であると思っております。

安全安心なまちづくりは、警察や市行政ばかりではなく、防犯協会などの機関や学校、地域が一体となり、自分たちの地域の安全確保のためともに活動を展開していく必要がございます。今後も防犯活動に多くの機関や市民が参加できるような環境づくりを進め、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の防犯カメラの設置につきましては、スーパー防犯灯というものがございます。正式には街頭緊急通報システムと申しまして、通報ボタンを押すと赤色灯が回転して周囲に緊急事態の発生を知らせると同時に、カメラが作動し、通報者や現場の状況が警察署に映像で送られ、警察官などがいち早く現場に駆けつけることができるというようなシステムとなっております。

防犯カメラの設置に当たっては、撮影が行われるためプライバシーの保護や、またその必要性の検討など市民を初め地域住民の理解が重要となってきます。市で対応できることがございましたら積極的に取り組みを検討させていただきますが、引き続き町会での防犯パトロール並びに福祉警察署に定期的な巡回をお願いしていきたいと、そのように考えております。

次に、道路行政についての永田橋架け替え工事についてですが、永田橋につしまし

ては、橋の老朽化が進んでいることや、本路線が都市計画道路でございまして、圏央道へのアクセス道路として早期の拡幅整備が必要となることから、西多摩建設事務所との行政連絡会等を通じて橋の架け替え及び拡幅整備について要望してまいりました。

その結果、平成18年度から東京都の施工により、永田橋の架け替え工事が着手されております。平成18年10月ごろから仮橋工事の着手をいたしまして、完成後の平成20年2月から既設の橋から切り替えをし、仮橋での車両等の通行が始まっております。

そこで、仮橋開通後の騒音状況でございますが、市にも通行車両の騒音がひどいとの苦情を何件か受けております。施工者である東京都西多摩建設事務所に対して改善要望をいたしているところでございます。

騒音の状況につきましては、苦情を受けたお宅で騒音測定をしたとのことで、窓を開放した場合に67デシベルの測定値が観測されております。環境基本法に基づく騒音にかかわる環境基準では、測定条件により異なりますが、住居地域での基準値は昼間が55デシベル以下、夜間が45デシベル以下となっております。この測定値は環境基準をオーバーしております。

そこで、東京都は騒音の当面の改善策として、仮橋の復工板を溶接して騒音低減対策をし、しばらく様子を見たいとのことで、平成20年5月下旬にその工事を終了したと聞いております。

改善後の状況について市で周辺住民に確認しましたところ、以前より騒音は解消されたとのことですが、今後の騒音点検についての東京都の考えを求めると、仮橋については新しい橋が設置するまでもうしばらく使用するため、溶接後の騒音について記録を取るなど注視をしていき、まだ問題があるようであれば再度何らかの対応を検討したいとのことでございました。

以上で、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、中学校の宿泊学習教室、いわゆるスプリングスクールにつきましてですが、本事業は基地再編交付金事業といたしまして今年度から取り組むこととした新たな事業でございます。

本事業の目的は、中学生の入学間もない時期をとらえまして、生徒の学習習慣の定着と生活習慣の改善を促すとともに、友人関係や教員との人間関係を育み、中学校生活の早期適応を図り、望ましい集団生活を送る力を身につけさせることにございます。

実施日は、去る4月16日から第1陣といたしまして第三中学校が、第2陣は第一中学校が4月21日から、そして第3陣といたしまして4月23日から第二中学校と続く日程によりまして各校2泊3日で実施いたしました。

場所は、長野県富士見町にございます多摩市所有の八ヶ岳少年自然の家を使用いたしております。

引率は、各学校校長及び学年所属の教員、看護師、そして指導室からも指導主事も

帯同しておりました。中日には教育センター職員、指導室事務局職員、それに私も取り組みの様子を観察をし、生徒、教職員に励ましの声をかけてまいったところでございます。

生徒の参加状況でございますが、3校合わせましての欠席は8人で、この8人の生徒は当日の体調不良と、小学校に引き続き不登校の生徒でございました。なお、小学校6年生時には不登校であった生徒が4人参加をしてくれましたことは大変喜ばしいことであり、本事業の目的にも近づくものとなったところでございます。

2泊3日の活動内容でございますが、中学校入学したての1年生でありますので、各校とも小学校の学習内容が中心で、一部中学校の予習的な学習内容も含まれておりました。また大自然のさわやかな環境のもと「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活をさせ、朝の体操、就寝前の学習、さらには学習の仕方などのアドバイスも含めての内容でございました。期間中病気などで離脱する生徒もなく、順調に実施することができております。

日程の中で、本市単独で国語と数学の学力調査と生活状況調査も行いました。これは小学校の既習内容の習得状況の診断と、中学校スタート時点での学力状況を把握をし、教員の日ごろの授業改善に生かすことと、生徒の生活習慣と学力との相関を見ることや、それをもとに生徒の生活習慣の改善点を明確にし、保護者への助言や生徒への個別指導の資料として活用することなどを考えております。さらに本事業の事前におけます保護者への通知、小学校との引き継ぎ、健康上の掌握、教材の準備など教員もあわただしい新学期にこれまでになく仕事がふえたわけでございますが、情熱を持って取り組んでおりました。

また、生徒の本事業に対します評価でございますが、最終日に生徒へ本事業の趣旨などを中心とした評価シートを作成し、3校の集計を行いました。生徒の回答状況は肯定的、あるいは積極的に回答したものは3校ともほとんどの評価項目で85%前後、あるいはそれ以上に上り、生徒が本事業の目的の達成感を感じていることがわかりました。

また、生徒のシートには自由記述欄もございまして、ほとんどの生徒が「学習の仕方や授業がわかりやすかったこと」「友人関係が育まれた」と回答しておりまして、意義のある実践になっていたのではないかと考えています。

なお、その数値から見えてまいります生徒の課題といたしましては、家庭での自学自習の項目で70%前後になっておりまして、他の項目に比べまして若干低い数値になっております。このことは私どもが今後の教育活動のあり方を検討いたします上で明確にして、大きな意義のある結果が得られたと考えております。

これからは学校教職員、管理職、教育委員会事務局職員との総括会議を持ちまして、課題を整理し、改善を図って、次年度へ向け質の高い宿泊事業に発展をさせていきたいと考えております。

次に、新学習指導要領に関する御質問でございます。議員御指摘のとおり、新学習指導要領についての移行処置期間が示されました。文部科学省の示しましたスケジュ

ールによりますと、平成20年度中に周知、徹底を行った後、平成21年度から移行のための部分的な先行実施期間に入ります。その後、小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度からの完全実施となっております。このようなスケジュールに沿いまして実施をいたします移行の内容でございますが、以下3点がその主な内容になるところでございます。

第1点目は、直ちに実施が可能であると思われる総則、道徳、特別活動などにつきましては、平成21年度から全面実施をするということでございます。決まった教科書を用いないこれらの内容につきましては、指導に当たる各教員が意識をすることで先行実施への対応は可能であると考えます。

2点目は、授業時数の増加についてでございます。若干具体的に申し上げますと、小学校では算数、理科、体育の授業時数の増加と、総合的な学習の時間の授業時数の削減が上げられており、それにより週当たりの指導時数も現在より1単位時間の増加となります。中学校におきましては数学、理科の授業時数増加と、総合的な学習の時間、選択授業の授業時数の削減を段階的に実施することとなっております。

3点目は、内容面におけます先行実施でございます。算数、数学、理科の各教科で新学習指導要領の内容の一部を前倒しして実施することが上げられております。この場合の教材につきましては、国の責任で作成、配布を行うこととされております。さらに小学校5、6年生おける週1時間の英語活動も各学校の裁量で先行実施が可能となります。

福生市の小・中学校におきましては、原則としてこの文部科学省の方針に従って平成21年度からの移行措置期間への対応を図ってまいりたいと考えております。指導内容の詳細につきましては、現在小・中学校校長会におきまして新学習指導要領検討委員会を立ち上げ、研究を行っております。そして本年11月を目途に研究結果をまとめる予定となっております。

さらに、教育課程の編成にかかわります各校の教務主任も校長会とは別途検討委員会を設け、研究を進めているところでございます。市教育委員会といたしましては、これらの研究結果を参考としながら教育課程への円滑な移行がなされますよう、今後方針を示してまいりたいと考えております。

最後に、これらの移行措置が学校、児童・生徒にもたらす影響についてでございます。新学習指導要領は、この基本理念については現行の学習指導要領と同様「生きる力」を身に付けさせることとなっております。そのための具体的な方法として、前述いたしました指導時数の変更等があるわけでございますが、移行措置期間におきましても児童・生徒の学習活動に混乱の起こらないよう、適切な教育課程編成が各校において行われるべく教育委員会として指導いたしてまいります。そのための十分な研究、準備を行い、移行措置期間に臨んでまいりたいと考えております。

3番目の御質問、情報モラル教育についてでございますが、御案内のように携帯電話、パソコン等の情報機器の普及によりまして児童・生徒がさまざまな犯罪に巻き込まれるケースは少なくございません。児童・生徒が情報の信頼性や信憑性などを意識

して情報の収集や発信を行うために、ネットワーク上のルールやマナーなどを身に付けさせる情報モラル教育を充実させていくことの重要性は教育委員会としても十分認識をいたしているところでございます。

現在、本市におきましては東京都教職員研修センターで作成をいたしました「メディアSOSガイドブックを活用しよう」というプログラムを教職員の研修用として扱いまして、その中で児童・生徒への具体的な指導方法として、インターネットの利用によって強く影響を受けます児童・生徒の情報のモラルや、ネット上の現状で生起をいたします状況につきまして研究をいたしております。

また、今年度から教育課程の編成に向けまして情報モラルを身につけさせる学習を意図的、計画的に行うよう全小・中学校に指導いたしているところでございます。さらに、今年度発足をいたしました教育センターに配置をいたしております情報教育担当の職員が作成をいたしました情報モラル教育用のプログラムにのっとりまして、小学校3年生から6年生向けに情報モラルに関する出張授業を行う準備にも取り組んでいるところでございます。

現状の課題といたしましては、まず情報モラル教育の必要性に関する教員、保護者の理解の不足が上げられます。児童・生徒を取り巻きます情報機器の発展はまさに日進月歩であります。大人の側がその変化についていけず、課題の認識は不足しがちであります。さまざまな機器やその機能につきまして、大人の理解が後手に回ってしまっている状況がございます。

また、情報モラル教育を実施をするに当たりまして、指導力に課題があると思われる教員が少なからずいることも上げられます。毎年実施をしております文部科学省の教員のコンピューター活用等の実態調査によりますと、本市の教員の約3割は情報モラル教育に関しましては「あまりできない」あるいは「ほとんどできない」との回答が見られます。

以上のような現状とその課題にかかわります改善策が、教育委員会といたしまして、まず各校の代表によって組織をされました情報教育推進委員会を通しまして全教職員の啓発を図りますとともに、情報モラル教育の実施に向けました適切な情報提供を進めていく考えでございます。

また、コンピューターそのものについての知識、技能が不足しがちな教員につきましては、夏期休業日中に実技研修を実施をいたしまして技能の向上を図ってまいります。実際の授業の実施に当たりましては、先ほど御説明いたしました教育センター職員の学校への派遣を計画的に行ってまいりたいと考えております。

さらに、地域、保護者の皆様方に対しましては、各学校と連携を取りながら情報モラル教育の重要性についての啓発をさまざまな機会をとらえて実施をしていく考えでございます。これらの活動を意図的、計画的に実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の学校支援ボランティアについての市としての考え方、あるいはその計画についてでございます。まず、学校支援ボランティアについての考え方といたしまして

は、開かれた学校づくりの観点で地域社会の持つ教育力、地域住民が有する教育資源を効果的に導入をしていくというこの方向にございます。

本市におきましては、各小・中学校で地域の方々に御協力をいただきまして展開をいたしております事業は、平成19年度の実績で申し上げますと、小学校授業指導補助員に29人の方、中学校適応指導補助員に7人、小学校の夏季水泳指導補助員38人、通常授業におけます小学校水泳指導補助員21人、日本語適応指導補助員6人、学習指導者市民講師延べ43人、特別支援学級指導補助員10人、適応指導教室指導補助員2人、教育相談アドバイザースタッフ7人、部活動外部指導員延べ22人の方々に学校の教育活動の推進に御尽力をいただいております。

また、安全見守りボランティアといたしまして491人の方々に御登録をいただき、児童の登下校の安全確保に協力をいただいております。このほかにも総合的な学習の時間におけますゲストティーチャー、図書館ボランティア、校内美化のボランティアなどたくさんの方々の御協力で教育活動を展開をしているところでございまして、その方々との主な連絡調整は、教育委員会関係部署と連携をし、ほとんどの場合、学校にあつては副校長が窓口になっております。

こうした地域人材の活用につきましては、本市におきましては学校状況の必然性から、地域の方々に御協力をいただくことで地域効果を高めることはもとより、学校への理解を深め、地域との連携を推進しようとする開かれた学校づくりの趣旨と重なるものだと認識をいたしております。

今後は、こうした地域人材の活用計画の趣旨の検討や、それにかかわります連絡調整や人材の登録、御支援をいただく方々の効力感の問題などより効果を上げるための仕組みづくりが大切だというふうに考えております。

本年度は、その仕組みづくりを市内小・中学校の中にモデル的に展開をできないか目下検討中でございまして、校長への働きかけをいたしているところでございます。今年度中には学校と地域のより一層の有機的な連携事業推進のため、仕組みづくりに必要な要件を整理をいたしまして、教育委員会事務局と学校との折衝を重ねまして、その運営を円滑に進めてまいりたいと、かように考えております。

以上、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、何点か再質問させていただきます。

1項目目、教育行政について、スプリングスクールについてお聞きします。今回のスプリングスクールで小学校6年生時には不登校であった生徒が4人参加してくれたことは本当に素晴らしいことだと思います。このスプリングスクールをきっかけに登校へとつながってくればよいのですが、その後この4人の学校への登校状況はいかがでしょうか、お聞きします。

また、いろいろなことが原因で不登校となっていると思いますが、原因の一つにはいじめ等の問題もあると思います。このようにいじめにおける児童・生徒の心理面のケアをするためにはスクールカウンセラーというのが配置されております。今回小・

中学校に子どもの生活環境に踏み込んで、不登校の問題の解決に当たるという目的でスクールソーシャルワーカーを配置を予定しています。このスクールソーシャルワーカー、具体的にはどのような役割をするのかお伺いしたいと思います。

スプリングスクールの中で学力調査と生活状況調査も行われたということですが、学力調査と生活状況調査を行い、どのように分析されているかお聞きしたいと思います。

2点目の新学習指導要領については、あらゆる場面を活用して教師など教育関係者はもとより保護者、広く社会に対してしっかりと説明していくこととされていますが、今後保護者への説明がどのようになされていくかお伺いしたいと思います。

そして、3点目の情報モラル教育について。情報モラル教育の中で3割の先生が「あまりできない」「ほとんどできない」とありまして、夏季休業日中に実技研修を実施し、技能の向上を図るということですが、今まで研修が行われていたのかお伺いしたいと思います。

それから、裏サイトやブログに誹謗中傷の書き込みを発見したとき、またそのような情報を得たとき、「とんでもない。けしからん」といかつて対処するのか、だれが書いているかわからないし、仕方ないととらえるか、こういう温度差があってはならないと思いますが、先生方の認識はいかがでしょうか。なかなか誹謗中傷などを書かれている掲示板を発見したりすることは難しいと思いますが、もしも発見した場合の対応や、書かれている子どもに関しての心のケアはどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

4点目の学校支援ボランティアについては、地域人材活用計画の趣旨の検討や、連絡調整、人材登録などの仕組みづくりがモデル的にできないか働きかけていきますということですが、小平市などにおいては、地域教育サポートネット事業モデル地区ということで、平成14年度から4校を対象に実施されているということですが、そういった意味からいくと、来年度に向けてこういったモデル的な取り組みはできないかお伺いしたいと思います。

2項目目の安全・安心まちづくりについて、スーパー防犯灯については昨年、同僚の堀議員が質問したところでございます。東京都におきましても防犯カメラ、スーパー防犯灯を設置したところがございますが、設置や監視についていろいろと市によっては違うようでございますが、中には市で設置を行い、監視を交番で行っている、警察で行っているというようなところもあるようですが、他市の状況について、設置、監視、どのように行っているかお伺いしたいと思います。

昨年、堀議員が質問した答弁の中に、防犯カメラと設備の整備等に対する補助事業があり、その中の要件で、防犯に関する地域活動を継続する見込みであることなどのことが要件に組み込まれております。全国的には防犯ボランティアが防犯カメラを監視しているようなところもありますが、防犯ボランティアに対する研究等はいかが行われているかお伺いしたいと思います。

それから、道路行政については、永田橋の架け替え工事について、2月ごろに比べ

ると私は騒音は解消されてきたと感じておりますが、周辺住民の方からはまだまだ大きいという話も出ます。また、仮橋の復工板を溶接したとのことですが、永田橋の通行量や、大型車の通行が多いところですので、そのうち溶接したところが割れてくるのではないかと心配になります。これから夏場にかけては窓を解放するような時期にも入りますし、騒音苦情が出た場合にはすぐに対応していただけるよう要望したいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○教育委員会参事（川越孝洋君） それでは、原田議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、中学校の宿泊学習教室に参加をいたしました、小学校6年生時に不登校でありました生徒のその後の様子でございますが、幸い現在も元気に登校しておりまして、教員の細やかな配慮のもとにみんなと一緒に学校の活動に参加している状況でございます。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置事業につきましては、このたび補正予算といたしまして上程をさせていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーの役割の基本といたしまして、学校においては福祉的な観点から児童・生徒がおかれているさまざまな環境に着目をして働きかける人材といたしまして、学校の枠を超えて関係機関との連携をより一層強化をいたしまして、児童・生徒の自立を促す役割を果たすコーディネーター的な存在として位置付けていきたいというふうに考えているところでございます。

また同時に、より困難な具体的なケースもございまして、それにつきましては直接関与をしていくといったような方向で考えておりまして、さらに具体的に申し上げますと、五つの役割があるだろうというふうにとらえているところでございます。一つ目が、問題を抱えている児童・生徒が置かれた環境、主に家庭的な環境でございますが、それへの働きかけ。二つ目といたしまして、関係機関とのネットワークの構築や連携調整、これの学校側の窓口になってもらおうというふうに考えております。三つ目といたしましては、学校内における教職員のチーム体制の構築と支援でございます。そして四つ目が保護者、教職員に対する相談とか、あるいは情報提供ということでございます。五つ目の役割といたしましては、児童・生徒のこういった問題対応のスーパーバイザー的な存在として教職員の研修活動等の助言者になることなどを予定をしているところでございます。

次に、スプリングスクールの3点目の御質問でございますが、国語と数学の学力調査と生活状況調査の分析についてでございます。これは、小学校の学習内容の総合問題での学習診断でございまして、小学校課程の既習内容について設問ごとに回答率を出しまして、理解できていない生徒の把握に努め、中学校として授業を進める際の授業改善に生かすことを考えております。

また、生徒の生活状況と学力の相関を見ることで、得点率との関係から生徒の生活上の問題点はないかとか、あるいはそれをもとにいたしました生活状況の改善点を明

確にいたしまして、学習や生活の中で本人の頑張りどころと申しませうか、目標を示し、保護者への助言や生徒への個別指導の資料として活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、新学習指導要領の保護者への周知に関する御質問にお答え申し上げます。保護者への周知につきましては、二つの手立てを考えております。まず第1に、研修会の開催による周知でございます。具体的には6月5日、あすになりますけれども、近隣の4市1郡の教育委員会との共催で教育課題研修会を実施をいたします。この研修会では講師に文部科学省の調査官をお招きをいたしておりまして、新学習指導要領の理念とその具体的な内容について講演をいただくことになっております。この研修会の実施につきましては、教職員だけではなく保護者の方々の参加も可能としておりまして、あらかじめ福生市立の全小・中学校の保護者にもお便りを出して周知を図り、広く参加者を募っている状況でございます。

二つ目に、学校からの周知でございます。移行措置に向けました準備状況は既にお答えしたところでございますが、この内容について、各校における保護者会や学校だよりでの周知を図りたいというふうに考えております。特に児童・生徒が教わる内容に関する事項や時間割、あるいは時程の変更など保護者の方が疑問に思われている事項につきまして、各校でわかりやすく周知できるよう校長より学校経営計画の説明ですとか、あるいは教育課程の説明をしておりますので、その中で具体的に取り上げてまいりたいというふうに考えております。

次に、情報モラル教育についての1点目のパソコン操作があまり得意でない教員の研修についてでございますが、夏季休業中を活用いたしまして――生徒の夏季休業中ではありますが、実技研修を実施をいたします。その中での技能の向上ということで図ってまいりたいというふうに考えておりまして、この実技研修の中身でございますが、表計算のソフトや、あるいはプレゼンテーションのソフトなどコンピューターの基礎的な操作を研修できるプログラムを用意いたしまして、コンピューター操作の苦手な教員のキスルアップを図っております。

また、その情報モラルにつきましても同様なところで触れるように講師の方にはお願いをございまして、特に夏季休業中だけではなくて、外部からの情報モラル教育の専門家を招いた情報モラル教育研修会を年2こま行っているところでございます。この研修では個人情報保護、あるいは著作権保護などの情報モラルの基礎となる理論や、学校におけます情報モラル教育の実践例や、指導計画の作成上の留意点などを取り上げております。

2点目のブログだとか裏サイトに書き込まれることについての教員の認識についてでございますが、まず教育委員会から各学校に対しまして定例の校長会、あるいは副校長会で管理職に書き込み等インターネットを巡る諸課題についての注意喚起を促すとともに、情報教育推進委員会の課題に取り上げまして、実際の書き込み例をもとにその問題点や、あるいは児童・生徒の指導の方法について教員に指導を行っております。そして常に情報モラルについての指導の観点を明確にすることで教員の危機意識

を高めております。

また、各学校からの教員から児童・生徒に対しましては、安易な書き込みが内容によっては被害者の心情を著しく傷つける重大な人権侵害に当たる恐れがあることや、電子データの特性上、一度書き込んだ情報が第三者に目的外に使用される可能性があることなどを理解をさせまして、安易な書き込みなどを行わないことや、親子で携帯電話やインターネットの使い方をよく話し合うよう指導をしているところでございます。

ブログへ書かれている子ども等のケアについてでございますが、万が一学校で書き込みによる被害を把握した際には、直ちに学校で担任を初めとする教員やスクールカウンセラー等教育相談の担当者に対応するとともに、学校から市教委に事故報告として報告をする体制を組んでおります。

ケースごとに慎重かつ迅速に対応しております。しかしながら、相手が不特定のことが多く、書かれた本人にもそのこと自体あまり深刻に受け止めることがないようにといったことなどを合わせて心理的なアプローチで心に寄り添うようにしているところでございます。

続きまして、御質問の学校支援ボランティアの次年度へ向けた体制づくりということでございますが、今後地域人材の活用計画、あるいは実施にかかる連絡調整や人材の登録の問題などより効果を上げるための仕組みづくりが大切と考えております。本年度はその仕組みづくりをまず試行的に実施できないか協議をしているところでございまして、今年度中には学校と地域のより一層の有機的な連携事業推進のために、学社融合の視点に立ちまして先行している自治体等の、あるいは学校等の仕組みの研究をいたしますとともに、文部科学省が提唱しております学校支援地域本部の考え方を参考にしながら、福生型のモデルが構築できないか考えているところでございまして、前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、安全・安心のまちづくりの関連で、防犯カメラの他市の設置状況についてでございますが、多摩地区の状況を見てみますと、6市で街頭に防犯カメラが設置をされております。

町田市におきましては、市内4カ所の商店街に市や地元商店街等の出資で設立をされました町田市まちづくり公社で管理をしております30基、それと警視庁で設置をしておりますスーパー防犯灯15基が設置をされております。また八王子市におきましては、JR八王子駅前に民間団体でございます八王子ビル防犯連合会により18基が設置をされております。それに府中市におきましては、府中駅前の並木道に31基設置されており、商店主や防犯協会で構成された安全まちづくり協議会で管理運営をいたしております。また、三鷹市と武蔵野市におきましては、それぞれ4カ所ずつ設置をされてございまして、警察、警備会社等が管理をいたしております。それに武蔵村山市におきましては、警視庁のこれはモデル事業で、村山団地に5基設置をされてございまして、管理は警視庁となっております。以上が街頭に防犯カメラが設置されてい

る他市の状況でございます。

次に、防犯ボランティアの研究についてでございますけれども、現状でのパトロールの状況でございますが、20の町会、自治会で防犯パトロールを定期的を実施をいただいております。このことにつきましては、心から感謝を申し上げる次第でございます。「自分たちのまちは自分たちで守っていこう」といった強い気持ちが地域の人たちの防犯意識を高め、見守りを実施していただく、そして地域の人たちの交流を深めていただければ、必然と犯罪は減少していくのではないかと、そのように考えられるところでございます。

市といたしましても、こういった地域の高まりや御意見等の声がどんどん反映をされますように、研修会等の実施によりまして防犯意識の啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。

こういったことも踏まえまして、防犯ボランティア等の組織づくりでございますけれども、やはり地域に根ざした息の長い活動となることが重要であると考えております。そのためにも地域の中での市民の方々の意識の醸成といったことが不可欠でございますことから、行政としてどのような支援や、あるいは何ができるかといったことも含めまして、組織づくりについていろいろと関係者等の皆さま方の御意見を聞きながらよりよい方法を考えていければと、そのように思っております。

○7番（原田剛君） それでは、御答弁どうもありがとうございました。質問はございませんので、要望にさせていただきたいと思います。

1項目目の教育行政についてですが、1点目のスプリングスクールについて。スプリングスクールについては、教員の先生方には小学校との引き継ぎ、健康上の掌握、教材の準備など入学して間もない生徒さんの状況を把握するのに短期間で大変御苦労されたことだと思います。また教育委員会、先生方の御苦労のおかげで大きな効果が出せたものと思っております。

特に、不登校であった生徒さんがスプリングスクールをきっかけに登校し、みんなと一緒に学校生活をしていることは、それだけでも本当に素晴らしい事業だと確信いたします。

また、学力調査や生活状況調査は、授業を進める際の授業改善に生かすことができ、また生活状況の改善を明確にできるなど、次のステップへの足がかりができたことで本当によかったと思います。今後スプリングスクールの継続実施の効果を期待するところでございます。

そして、ソーシャルワーカーの役割について、児童・生徒が置かれているさまざまな環境、特に家庭への働きかけをできる人材であり、学校の枠を超えて関係機関と連携することができ、児童・生徒の問題のスーパーバイザー的存在ということで活躍していただくということで、不登校の児童・生徒の抱える問題で今まで入れなかった領域、ここへ切り込んでいける存在と認識いたします。その責任も重く、大変な仕事が予想されているところでございます。しかし、そのようなソーシャルワーカーを配置できることに今から期待が寄せられる次第でございます。今後また配置については

増員等も考えていかなければならないと思うところでございますが、また今回補正を通すということで、また順次やっていきたいと思えます。

そして、新学習指導要領の保護者への説明についてですが、二つの手段で細やかにやっていただけるということで、保護者が疑問に思うようなことを各校で、そしてわかりやすく取り上げていただけるということで、よろしくお願いしたいと思えます。

それから、ネットいじめの問題でございますが、情報教育の問題でございますが、答弁にもありましたが、ネットでいじめることはもう人権侵害であり、犯罪だ。完全な悪だ。教師はもちろん保護者の皆さんも、そしてこの行政も、このことを子どもたちにわかってもらうまで戦っていかなければならないと思えます。情報教育は重要だと家庭でも認識していますが、特にコンピューターが苦手な教員のスキルアップなど大変かと思えますが、よろしくお願いしたいと思えます。

そして、ブログ裏サイドに書き込まれることについての教員の認識、これに本当に温度差がないように引き続きお願いしたいと思えます。また、もしも万が一ブログに書かれ子どものケアについても、迅速な対応が取られるということでもとても安心しました。今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

そして、学校支援ボランティアについては、先生の学校教員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の拡充のために行うということで今回取り上げさせていただきました。今年度は教育センター立ち上げ、そして軌道に乗せなくてはならない、そういったことでは一つ一つ進めていかなければならないと思えます。

そして今回、全員協議会でもいただきましたが、団塊の世代のための地域活動ガイドブックということで、この中にもふっさっ子の広場というのが取り上げられております。そういった意味では、人材バンク登録に向けて進んでいると認識しております。そこをうまくリンクさせて、先ほど言われましたけれども、学社融合の視点で進めていければと思うところでございます。また今後も御検討をお願いしたいと思えます。

2項目目の安心・安全まちづくりについてですが、不審者情報等をマイタウンふっさでテレモ自治体情報を流しておりますが、担当部署の方にとっては本当にタイムリーに流すということは大変かと思えます。いつも緊張しているのではないかとということで様子が伺えますが、本当に今後もよろしくお願いしたいと思えます。

また、防犯カメラについてですが、他市の状況では市、国、商店街で設置したもの、防犯連合会で設置したものや警視庁で設置したもの、さまざまあるのだと思えました。監視についても防犯協会や警備会社、警察ということでございます。防犯カメラは高価であるのでなかなか進まないのが現状というのもあるでしょうし、またその監視をどこでやるのかという問題も大変かと思えます。

1点、三重県の一志町というところなのですが、ここで全天候型の野外無線LANを使つての、そういった小学校4校と中学校1校の通学路全ルートを監視しているシステムを構築し、通学ルートを監視カメラでカバーしているというのもあります。

通学路への有線ネットワークは莫大な費用がかかるということで、こういった無線LANを使ったような、長距離無線LANを利用したようなシステム、こういったこ

とで考えていけば安くでき、また通学路変更の際には簡単に対応できるというようなこともあるということでございますので、いろいろ研究していただければと思います。

ともあれ、市民や通学児童に何かあってからでは遅いので、福生駅東口の飲食店街をどのようにしたら防犯カメラが設置できるのか、また監視はどうしたらいいかと、またスーパー防犯灯をつけるとしたら、どのような設置するのに条件が整えればいいのか等前向きに検討していただければと思います。我々議員もそういった面に関してはいろいろ情報をキャッチしながら研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 11時20分まで休憩といたします。

午前11時10分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番末次和夫君。

（3番 末次和夫君質問席着席）

○3番（末次和夫君） まずは、加藤市長御就任おめでとうございます。我がまち福生の舵取りをひとつよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。項目は5項目で、いずれも19年度に質問や要望をした事案でございます。今回はその進捗状況や確認を含む質問とさせていただきます。

1項目目は、都市基盤整備事業についてでございます。これは昨年の6月に質問いたしました。1年経ちまして状況も変化していると思いますので、再度お尋ねしたいと思います。

1点目は、都市計画道路3・4・2号線、通称多摩橋通りについてでございます。1年前の用地買収率は約16%でしたが、現在の用地買収率がどのぐらいになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

2点目としましては、多摩橋通りと一体で整備する計画になっております都市計画道路3・3・30号線、通称産業道路の延長についてでございます。昨年の9月の説明会で今年じゅうに東京都の事業認可が下りるとのことでしたが、その予定に変更がないのか、そして予定どおりであれば用地買収はいつごろから始まるのかお聞かせ願いたいと思います。

そして3点目ですが、加藤市長がさきの市長選のマニフェストの中でも重要施策に掲げ、またきのうの所信表明の中で早期の実現を目指すと話されていた牛浜駅の駅舎改修及びエレベーター、エスカレーター設置についてでございます。ことし初めの時点では22年度末、23年3月末までに完成予定になっていたかと思いますが、耐震性に問題がある老朽化した駅舎を全面改修するのか、または耐震補強をして横に

自由通路をつくってつなげるのかなど最終決定がされておられません。5月1日にJR八王子支局と話し合いをしたと聞いておりますが、どのような話し合いが行われたのか、またその内容を踏まえて現時点での工事完成までのプロセスをお聞かせいただければと思います。

続きまして、2項目目でございます。町会、自治会について質問いたします。

加藤市長は町会、自治会に深い理解をお持ちだということは今回の市長選を通じてよくわかりました。例えば老朽化した会館の建て直しに当たっては、今までより少しでも補助率を上げ、建て替えた耐震性のある会館を地域の防災拠点とし、また老若男女が集う交流の場として、今まで以上に地域コミュニティの拠点としてとらえていると思います。

市長の考えはある程度わかっているつもりでございますが、初めてでございますので、改めて市長の市民と行政の協働のまちづくりという視点での町会、自治会に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3項目目は、災害時の支援の受け入れ体制（マニュアルの作成）についてでございます。

昨年9月の定例会で、地震等自然災害の被災地への支援活動について一般質問しました。その中で、福生市が万が一被災地になったときの民間企業などとの災害応援協定につきましては、先ごろJA西多摩や株式会社江藤商店さんと災害応援協定を結び、着実に前進しておりますが、そのとき被災地への支援活動のマニュアルと同時に、我が市が被災地になった場合の受け入れ側のマニュアルを早急につくる必要があると提案、要望いたしました。

最近ではミャンマーのサイクロン、そして中国は四川省の大地震により甚大な被害をこうむりました。失礼な言い方かもしれませんが、両国とも国際的支援の受入体制の不備や政治的エゴ、そして危機管理の欠如によって救出活動が遅れ、より多くの尊い人命を失っております。

我が国の場合には自衛隊、消防署、地元消防団、地元住民の助け合い、外国からの支援、そして全国からのボランティアの支援が基本だと思いますが、よく聞く話ではボランティアの対応に行政が振り回されるとのことでございます。

そこで、昨年要望しました特に支援を受ける側になった場合の体制づくりとして、マニュアル作成の必要性についてどのようにお考えか、また今後整備されたマニュアルをつくる考えがあるのかお尋ねしたいと思います。

続きまして4項目目でございます。ごみ収集車による小・中学生の見守り放送についてでございます。

この質問は昨年の12月定例会で、ごみ収集車の活用についての中で質問いたしました。2点質問しました1点は、一戸建て住宅に住んでいる1人暮らしの見守り活動についてございました。これはすぐ業者に周知徹底させたと聞いております。そして今回確認、質問したいのはもう1点のごみ収集車による小・中学生の見守り放送についてでございます。肉体的弱者の小・中学生が、先ほどの原田議員の質問にもあり

ましたが、いつどこで悲惨な事件に巻き込まれても、残念ながら不思議でない時代でございます。

少しでも近隣住民の人たちに注意を喚起するために、小・中学生の登下校時にみずから録音した声で自分たちの見守りを市民の皆さんに呼びかける放送を流せないかという提案でございました。そのときの答弁は、教育委員会等と検討していきたいとのことでしたが、その後の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

そして、5項目目でございます。5月の市長選及び市議選補欠選挙の開票事務についてでございます。

今回の市長選は4人の立候補という48年ぶりの激戦の選挙で、いろいろな意味で選挙管理委員会の皆さんは大変だったと思います。御苦労さまでございました。前回、3月の定例会で開票事務に関して、市長選への取り組みについて質問いたしました。そのとき開票事務従事職員予定数は80名、投開票にかかわる人件費予算は723万6000円ということでしたが、今回は市議会議員の補欠選挙も加わり、3月の時点と状況が違っております。最終的な数字をまずはお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 末次議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、都市基盤整備についての1点目、都市計画道路3・4・2号線、通称多摩橋通りにつきましては、現在、都が施工で実施しておりますので、早期整備に向けて東京西多摩建設事務所へ要望しているところでございます。

この多摩橋通りの機能といたしましては、都市計画道路3・3・30号線、通称産業道路と接続をさせて、道路のネットワークとしてトータルで交通の利便性を図る計画となっております。工事範囲につきましては、新奥多摩街道からJR青梅線志茂踏切を横断し、原ヶ谷戸方向に向かう約550メートルの部分でございます。道路幅員構成ですが、一般部分では16メートル、鉄道立体交差部前後では23メートルから28メートル、鉄道立体交差部分では階段式の連絡通路を設置するため32.5メートルとなります。特に、原ヶ谷戸第2交差点側の測道には、高齢者及び車いす等のバリアフリー化対策として連続した歩道を整備することを計画しております。そこで、現在の進捗状況でございますが、平成18年度から本格的に事業着手をし、関係地権者、沿線住民の方々の御協力をいただき、平成19年度末の用地買収率は約30%となっております。

次に、2点目の産業道路につきましては延長約650メートル、幅員25メートルで、多摩橋通りに接続し、道路ネットワーク化を図っていく都市計画道路でございます。進捗状況といたしましては、都施工の事業として平成19年度に用地測量が終わり、都市計画事業認可を8月以降に国土交通省から取得する予定で準備を進めているとのことでございます。その後、用地買収説明会を年内に実施し、平成20年度内には一部用地買収に着手したいとのことでございます。

次に、3点目の牛浜駅のバリアフリー化、これは駅舎改修及びエレベーター、エス

カレーター設置でございますが、これにつきましては、この事業は私の選挙公約の「五つの元気」その一つの「お年寄り・障害者が元気」の中の重要施策の一つとして位置付けておりまして、多くの方々から早期完成の御要望をいただいております。

その進捗状況ですが、現在、ＪＲ東日本鉄道により概算金額を算出するための具体的な構造の調査を行っておりまして、本年度中に改修方法を決定し、計画をとりまとめる予定とのことでございます。秋ごろには具体的にＪＲ東日本鉄道との協議を開始したいと考えております。そこで、改修案が提示された段階で、工事費を含めて議会に御相談をしていきたいと考えております。

今後の予定としましては、平成２１年度には実施設定と工事施工協定の締結を終了し、平成２２年度には工事を実施できるように協議をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、１日でも早い完成をＪＲ東日本鉄道に要望し、実現に向けて努力してまいりたいと、そのように考えております。

次に、町会、自治会についてですが、協働のまちづくりの視点からの見解を述べさせていただきます。

協働のまちづくりとは、市民と市が共通の地域課題に対しそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し合い、協力し、「やすらぎ・いきいき・輝く街福生」を構築しようとするものでございます。

私は、市民の皆様が安全で安心して心豊かに生活し、将来にわたって暮らしたいと思える、だれもが住んでよかった、住みたくなる、夢のあるまち福生実現のため、市民と行政が対等な関係、パートナーシップという関係の中で事業と一緒に取り組む協働を推進していきたいと考えております。

町会、自治会は、地域に居住するすべての世帯を組織することを目指し、その区域の良好な地域社会の形成を目的として運営されており、福生市のまちづくりには欠くことのできないパートナーであると考えております。特に町会、自治会の会長さんを初め役員の皆様には、日々地域の中心となり献身的な御活動をいただきまして、まちづくりを担っていただいていることは心から感謝を申し上げるところでございます。

さて、良好な地域社会の形成には、地域を構成するすべての市民の皆様の参加が望まれるわけでございます。市民の皆様等に等しくまちづくりに参加していただき、みずからの役割と責務を自覚し、自主的かつ主体性を持って地域社会の活動に積極的に参加していただくことで良好な地域社会の維持と形成ができるものと考えております。

このような点におきまして、町会、自治会では環境美化、清掃、リサイクル、防災、防犯、地域の安全確保など実に多岐にわたって組織の自発性、主体性、自治性を保ちながら活動されておられます。特に安全・安心のまちづくりの点から見ますと、防犯パトロールを初め交通安全、防災活動など行政だけでは十分に対応ができない恐れがある分野で非常に大きな存在感を示し、重要な役割を果たしていただいていると思うところでございます。

したがって、行政といたしましても町会、自治会がより活動しやすい環境整備

に努めていくため、現在の町会、自治会の支援のあり方について、前向きに検討していきたいと、そのように考えております。

次に、災害時の支援の受入体制につきましては、平成19年4月1日に福生市社会福祉協議会と災害時におけるボランティア活動等に関する協定を取り交わし、その中で、緊急対応時に効果的なボランティア活動を推進するため災害ボランティアセンターを設置していただけることとなっております。センターの機能といたしましては、ボランティアの受付、需給調整等の拠点機能、災害時ボランティア活動についての情報受発信機能、応援ボランティアコーディネーター等の宿泊機能として支援していただけるようになっております。

なお、昨年の東京都との合同総合防災訓練においても、社会福祉協議会によりボランティアセンターを設置していただきました。こうした訓練時にさまざまな想定の中で検証しながら、関係者が互いに意見を交換していければと考えておりますが、今後は災害時に混乱しないよう、だれもがわかるマニュアル等の作成を社会福祉協議会と相談しながら計画していきたいと考えております。いずれにいたしましても、市と社会福祉協議会が連携して協力し、災害対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ収集車による小・中学生の見守り放送につきましては、現在、パッカー車など約25台の収集車が市内の細い路地までごみ、資源の回収を行っております。その際、収集車ではごみの分別、ごみ減量などの呼びかけを放送させていただいているところでございます。

児童・生徒の安全を脅かす大変痛ましい事件、事故が多く聞かれるこの社会の中で、児童・生徒の安全を守るために地域での見守り活動が大変重要になっております。つきましては、現在のごみの分別、ごみ減量などの呼びかけに加えて、6月末をめどに児童・生徒の見守り放送を開始したいと考えております。

次の、5月の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の関係事務等につきましては、選挙管理委員会からお答えいたします。

以上で、末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(選挙管理委員会事務局長 榎戸宏君登壇)

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 5月11日執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の開票事務等について、選挙管理委員会からお答えいたします。

3月の第1回定例会で御質問いただいた後、3月31日に議員の辞職に伴い市議会議員補欠選挙を市長選挙と同時に執行することになりました。3月定例会では開票事務従事職員予定数80人、投開票にかかる人件費723万6000円ということで御答弁申し上げました。

市長選挙及び市議会議員補欠選挙と合わせましての実績は、開票事務従事職員84人、投開票にかかる人件費が665万2000円で行いました。

なお、開票に要した時間は、市長選挙及び市議会議員補欠選挙ともに2時間20分でした。

今後も正確性を第一に、迅速かつ効率的な開票に努めてまいります。

以上で末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございます。それでは、何点か再質問をしたいと思います。

1項目目の都市基盤整備事業についてでございます。都市計画道路3・4・2号線、通称多摩橋通りについて、先ほどの答弁で現在の用地買収率は30%ということでしたが、たしか19年末時点の数字ということでありますと、1年半弱かけて30%ぐらいかなということだと思います。

そこで、このペースでいきますと用地買収完了まであと3年前後かかりそうですが、その30%というパーセンテージは進捗状況として予定した数字なのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

そして、昨年の方答弁の中で踏み切り前後の用地買収を重点的に進めるとのことでしたが、その買収が完了すれば、全体の用地買収が完了しなくても踏み切り前後の鉄道立体交差の工事を先行して行うのかどうか、この辺もお聞きいたしておきたいと思います。

そして、現時点での用地買収率等を踏まえて大まかな今後の見通しが、もし話せるようであればひとつお答え願いたいと思います。

そしてもう1点は、以前西多摩建設事務所の担当者に多摩橋通り、そして産業道路の電線類の地中埋設の確認を個人的にしましたが、無電柱化工事は予定どおり行われるのかどうか、念のためお尋ねいたします。

続きまして、牛浜駅でございますが、先ほどの答弁で平成22年度には工事を実施するとのことでしたが、先ほどの質問の中でも述べましたが、今年の初めに、非公式ですが、平成22年度中、23年3月末までには完成の予定だと聞いております。確かに相手のあることですから、予定どおりには進まないと思いますが、平成22年度の早い時期、例えば4月、5月に工事を着工できたとして22年度中、約1年で完成できるものなのかどうかお尋ねしたいと思います。

そして、最後の1点ですが、たしか5月1日だったと思いますが、衆議院で再議決した道路特定財源の来年度一般財源化による一般事業の影響があるのかどうか、この辺のところもお聞きしたいと思います。

そしてもう1点は、5項目目の5月の市長選についてでございます。私は今回初めて加藤市長といいますか――候補の立会人として開票事務を見る機会を得ました。職員や明るい選挙推進委員の人たちも気合十分で、てきぱきした作業をこなしており、私が3月に質問した効果が少しはあったのではないかと手前味噌で思いたくなるほど好印象を持ちました。

先ほどの答弁で数字的にも、投開票にかかわる人件費も、市会議員の補選がプラスになったにもかかわらず、当初の予算より約60万円弱少なく、評価に値する開票事務だったと私は思いましたが、1点だけ質問をしたいと思います。

先ほど述べましたように、今回私は初めて立会人の経験をしました。くじで4番目の立会人となり、前の人たちにならい疑問表探しに追われ、後半は開票事務をじっく

り観察するゆとりがございませんでした。

聞くとところによりますと、開票事務で有名な府中市の立会人は、疑問表の検索はしていないとの話を聞きましたが、今回の市長選の場合、私を含む立会人のところで30分以上は費やしたと思います。もし府中市同様に疑問表の検索をしなければ、最低でも30分の開票事務の退縮化ができたと思いますが、府中市との比較におきまして立会人の役割、責任と開票事務の迅速化との兼ね合いを選挙管理委員会としてどのようにとらえているのか、また事前に役割、責任等の説明を受けたかったと思いますが、その辺のところもお聞かせ願えればと思います。

以上、再質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、末次議員さんの再質問にお答えします。

まず、一つ目でございますが、現在の多摩橋通りの進捗と、今年度の予測ということと、実際進捗の進めている中で遅れているかどうかと、進捗状況ということでお答えいたします。

まず、市長答弁にもありましたように、平成19年度末では約30%の進捗でございます。平成20年度にはブロック製造工場などの買収を進めるとのことで、本年度末では約50%の買収ができる予定とのことでお聞きしております。事業全体の買収件数で申し上げますと、全体で68件、平成18年度には7件、平成19年度には10件の買収を済ませておりますので、20年度では3件を予定しているとのことで、東京都西多摩建設事務所も精力的に取り組んでいただいているということで、予定どおりの進捗と考えております。

また、工事の完成時期ということで、JRの工事でございますが、現時点では完成時期は未定ということでございますが、西多摩建設事務所では立体交差部の工事を優先するというので、立体交差部の必要な用地の先行取得をしているということでございまして、平成20年度にはJRの交差部の早期実施をするためには、JRとの立体交差部の協定が必要でございますので、その協定に向けて予定しているとのことでございます。

2点目の多摩橋通りと産業道路の無電柱化の実施の御質問でございますが、多摩橋通りにつきましては無電柱化計画に基づいて路線指定されることから、20年度までの無電柱化計画には予定はございませんでしたので、21年度からの5カ年、25年までの無電柱化計画にはこの多摩橋通りが反映できるように東京都へ要望してまいりたいと考えております。また同様に、産業通りの無電柱化につきましても、路線認定をお願いするよう東京都へ要望してまいりたいと思います。また、来週の6月9日には西多摩建設事務所との行政連絡会を予定してございますので、多摩橋通り、産業通りの工事の早期完成や、各工事の所要な財源確保を東京都西多摩建設事務所に要望してまいりたいと考えております。

また、次の3点目でございますが、牛浜の工事の完了時期ということで御質問いただいておりますが、JR八王子支社の計画では、バリアフリー部につきましては22年度、22年の3月を完成を目指すということをお話してございましたので、ただ、

計画案、これからＪＲの方で計画案から出されますが、それによつては次年度にまたがる可能性があるとの回答でございました。

バリアフリーとしてのエレベーターの設置の位置として予定してございますのは、東口の昇降機１機、西口からの昇降機１機、ホームから改札への昇降機１機、計３機の設置を予定しております。

いずれにしても、今後またＪＲ八王子支社から計画案が定時された段階で、エスカレーターの設置の有無も含めまして議会に御相談させていただきたいと考えております。

最後に、道路特定財源の来年度一般財源化による影響でございますが、東京都西多摩事務所からの情報では、影響は少ないとの回答をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 末次議員さんの再質問にお答え申し上げます。

選挙立会人の職務は、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票に関する事務に参画し、公正な執行を確保することがその任務ですが、選挙立会人の仕事の一つとして、候補者ごとの有効表の束について確認をしていただきます。

この確認の仕方に、立会人によって細かく見る方と大ざっぱに見る方がおりまして、細かく見る方が立会人の中に多くいらっしゃいますと、それだけ開票時間がかかるのが実態です。しかし、開票の公正な執行を確保するのが立会人の任務とすると、選挙管理委員会で早く票の確認を欲しいとは申し上げられません。

以上で末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○３番（末次和夫君） 丁寧な、言いにくい御答弁ありがとうございます。それでは３回目は要望とさせていただきます。

まずは１項目目、都市基盤整備事業についてでございますが、多摩橋通り、産業道路の無電柱化につきましては、先ほども述べましたように、私は西多摩建設事務所の担当者に以前確認を取っておりましたので、まだ決定していないという答弁は意外な感じがしますが、景観面からも、また陸橋通りもそうですが、無電柱化工事をやりますので、ぜひひとつ東京都に強く要望していただきたいと、かように思っております。

また、牛浜駅のバリアフリー化につきましても、お年寄りの人や足の不自由な人など多くの方が１日も早い完成を待ち望んでおりますし、また加藤市長も重要施策に掲げている事業でございますので、ＪＲにも早期の実現を強く要望していただきたいと思います。

２項目目、町会、自治会について、１点だけちょっと要望をさせていただきます。前回、１年前の質問の中で回覧、ポスター、行政の関連行事の連絡などの協働推進課の一本化につきましてはすぐ対応していただきましたが、町会、自治会は加入率の低下、会員の高齢化、事務作業を含む活動量の多さ、そして募金の固定化等幾つもの課題がございます。その中で一番重要な課題の一つは、町会長、自治会長の円滑な交代

の環境づくりだと私は思っております。トップが決まらないことにはその組織は維持、存続ができません。ことしは役員の改選期ではございませんが、来年改選期に当たります。

そこで、前回も要望しましたが、町会、自治会長の円滑な交代の環境づくりの一環として手当、現在は行政協力員費ということになるのかもしれませんが、その増額ができないものかということでございます。

現在の充実した地域崩壊の砦としての町会活動を維持するには、活動内容や行事内容の見直しが必要ですが、現在程度の活動量は必要だと思います。今後いろいろな面でよりゆとりのない時代になっていくことが想像されますと、現役世代では物理的にもなかなか難しい状況になり、時間に多少ゆとりのある定年退職世代により頼らざるを得なくなってくると思います。

その退職世代の人たちもシルバー人材センターや前の会社の嘱託として働いている方も多いわけで、基本は間違いなくボランティアでございしますが、今後のことを考えますと、任意団体ではございますが、貢献度や活動量、そして先ほど市長答弁にもありましたが、町会、自治会は安全、安心のまちづくりの中核をなす組織でもございます。行政協力員費としての増額が難しければ、例えば地域安全協力員費等の名目で増額ができないものかと思えます。難しいことは十分承知しておりますが、今後の重要な課題として検討していただくことを再度要望いたします。

続きまして3項目目、災害時の支援の受け入れ体制についての要望でございます。自然災害の少ない多摩地区のこの福生の地に住んでおりますと、大規模災害の被災地になるなどとは想像できず、現実感が乏しく思います。

しかし、過去に大災害を経験した住民の人たちも、多分今の私たちと同じような気持ちで毎日過ごしていたのではないかと思います。先ほどの答弁を聞きまして、社会福祉協議会と協定を結んでいるとのことでしたが、すべて社協に任せているのか、またそのとき安全・安心まちづくり課は何をするのか、応援ボランティアコーディネーターはだれがどのようにして決めるのかなどいろいろ細部にわたり決めておかねば、いざというとき対応が後手後手に回り、結果として被害を拡大させてしまうことになると思います。

政府といいますか、国家といいますか、一番大事な使命は国民の生命、財産を守ることですが、行政の一番大事な仕事も同様に市民の生命、財産を守ることだと思います。そのためには、常日ごろから最悪の事態を想定し、危機管理体制の整備を行っていかねばならないと思います。その一つとして、社協との協定書を土台としたよりきめの細かい災害時の支援の受け入れマニュアルの作成を再度要望いたします。

続きまして、ごみ収集車による小・中学生の見守り放送についての要望でございます。6月末をめどに児童・生徒の見守り放送を開始したいとの答弁でございました。ぜひひとつよろしく願いいたします。

今回は児童・生徒みずからの声での放送は無理なようですが、まずはできる範囲でやってみることが大事だと思います。そして今後状況が整えば、当初より要望してお

ります児童・生徒みずからの声での放送も考慮していただきたいと思います。また、下校時間帯にも数台の収集車が作業をしているので、いずれ下校時の放送も検討していただくことを要望いたします。

そして、5項目目の開票事務に関してですが、先ほど開票時間のことはちょっと私、触れなかったのですけれども、2時間20分という時間が早いのか遅いのか、ちょっと私もよくわからないところがありますが、あの働きを見ていると、やはり早かったのではないかなと思っております。

ただ1点だけ、これは前からちょっと疑問に思っていたのですが、中途での得票数の中間の発表がございすけれども、私も立会人として参加させていただいて、9時から、最初三、四〇分間は自由に開示台の周りを回らせてもらっているいろいろな見ることができまして、それで開示台から全部票がなくなる時点で、私に限らず4人の立会人の方は、その選挙の結果というのは皆さん承知したと思うのです。ところが、立会人の席に着きまして、こういうふうには500票に束ねた束が立会人の席にくるときには、どういうわけか加藤市長の票とほかの候補者の票とが同じぐらいにきたりして、どうしてこれが比例して、最終得票数と比例するような、中間でも早く束ねられるわけですから、同じような形で出てこないのかなということをちょっと思ったのです。

昨年の4月に私も市議会議員選挙の当事者でしたが、開票率五五、六%の時点で私の得票率は400票でした。このいままでいくと800票を切って私は落選かなと、一時暗い気持ちになったのですけれども、市議会議員の場合は人数が多いので、なかなか難しいでしょうけれども、今回見ていまして、市長選の場合は4人でしたので、立会人のところに500票の束をばさっと中間からもってきたりしているのですよね。それを運ぶ人が一番早く束ねられた人から1束ずつ立会人の方に持ってきてもらえれば、結果として最終得票と比例したような中間得票の票数で発表できるのではないのかなと、開票のあれをドラマチックに、事務所で待っている人を一喜一憂させるために、演出家がいるかどうかわかりませんが、やはり中間と最終が余り違うというのもおかしいものなので、その辺のところはひとつ考えていただきたいなと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番杉山行男君。

（9番 杉山行男君質問席着席）

○4番（杉山行男君） まずは、加藤新市長就任おめでとうございます。団塊の世代を飛び越した若い市長に大いに期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。私も一緒にまちづくりができたらと思っておりますので、よろしくお願いを申

し上げます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私の一般質問は1件のみでございます。福生市の自然環境について、観光資源という観点で、またその延長線上に地域の、またまちの活性化が見えないか質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。3項目ほどになります。

御案内のとおり、我が福生市は面積10.24平方キロメートルでございまして、小さな市でございます。市の東北部には米軍の横田基地がありまして、行政面積の約32%を占めています。それから、地形につきましては多摩川に向かって3段階をなした、傾斜した平坦地であります。最も高いところで海拔143メートル、低いところで104メートルと紹介されております。

それから、自然といいますと一般的には多摩川沿いの自然、それから公園の緑の自然、段丘のはけの部分等の緑等々限られた自然と考えられがちでございます。今、全国的に自然を観光の振興ととらえて、自然環境や歴史、文化など地域固有の魅力を打ち出して、オリジナリティーな地域環境が地域の活性化に寄与していると聞いております。

本年4月1日にエコツーリズム推進法、こちらが施行されております。私はこの基本的な考え方に共感いたしますので、質問をさせていただくわけでございます。エコツーリズムは途上国におきまして観光客に森林などを見せて経済振興を図ることにより、森林伐採など自然の開発から自然を保護しようとする産業転換を促す考え方として注目されました。その後、先進国では持続的な観光振興を目指す概念として論じられるようになりました。

我が国では1990年ごろからエコツアーを実施する民間事業者が屋久島などの自然豊かな観光地で見られるようになりました。当時の環境庁は、平成3年に沖縄におけるエコツーリズム等の観光利用推進方策検討調査を実施いたしました。エコツーリズム推進協議会などの民間推進団体が相次ぎエコツーリズムの普及に向けた動きが加速しました。

このような背景を受けて、平成15年から16年にかけてエコツーリズム推進会議が設置され、国をあげたエコツーリズムの推進がスタートをいたしました。環境省は同会議で策定された五つの推進方策を中心に、エコツーリズムの普及と定着に向けた具体的な取り組みを進めております。また平成19年6月には地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めましたエコツーリズム推進法が議員立法により成立をいたし、本年の平成20年4月より実施、施行されたところでございます。

この成立の背景におきましては、身近な環境についての保護意識の高まりや、自然と直接触れ合う体験への欲求の高まりが見られるようになってきております。このような背景から、これまでのパッケージ、通過型の観光とは異なり、地球の自然環境に配慮しながら時間をかけて自然と触れ合うエコツーリズムが推進される事例が見られるようになってまいりました。

しかし、現在は地域の環境への配慮を欠いた単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用により自然環境が劣化する事例も見られます。このような状況を踏まえまして、適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定める法律ができた、ということでございます。

環境省のホームページで紹介されているのをあえて引用させていただきますけれども、エコツーリズム推進法、基本的な考え方をちょっと説明させていただきます。法律の趣旨は、この法律は、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを推進するに当たり、以下の四つの具体的な推進方法を定め、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものです。

基本方針として、1番目に政府による基本方針の策定、2番目には地域の関係者による推進協議会の設置、3番目として地域のエコツーリズム推進方策の策定、4番目に地域の自然観光資源の保全と、こううたっております。また、取り組みにつきましては、政府としてはエコツーリズム推進のための基本方針の策定、市町村が策定した地域ごとの全体構想は主務大臣の認定を申請することができ、この基本方針に適合するものが認定をされます。

国におきましては、全体構想の認定を受けた市町村に対して広報に努めるなど地域のエコツーリズムに関する施策を推進するとしておりまして、エコツーリズムは地域ぐるみで自然環境や歴史、文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることによりその価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光オリジナリティーが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化していくと考えられております。

このような取り組みを進めていくことで三つの効果が期待できると紹介されております。1番目としましては、自然の美しさ、奥深さに気づき、自然を愛する心が芽生え、地球環境問題や環境保全に関する行動につながっていく——イコール私が変わるということ。2番目として、地域固有の魅力を増すことで地元で自信と誇りを持ち、生き生きとした地域となること——イコール地域が変わるということ。3番目として、私たちの自然や文化を守り、未来への遺産として引き継がれていく活力ある持続的な地域となる——イコールみんなが変わる。まさに私たちの未来のためにできる取り組みの一つだと思っております。早い話が地域の環境や生活、文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行、滞在型観光等ですと紹介されています。

長い説明になりましたけれども、ここで3項目ほど質問をさせていただきます。こういったエコツーリズムの考え方を持った、特徴を持ったエコツーリズム推進法でありますけれども、市としてどのようなとらえ方をしていくのか、またとらえているのかをお伺いをいたします。

2項目目の質問になりますけれども、このエコツーリズムの考え方で注目すべきは、地域ぐるみで自然環境や歴史、文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることによりその価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指しているという点にあります。

そこで、市内の自然環境は果たして観光資源となり得るかどうかということでございますが、市内には多摩川、玉川上水、熊川分水、そして緑豊かな公園、歴史的建造物があります。これらの景観や自然が観光資源として地域経済に寄与することができると考えているのでありますけれども、どのように考えておられますか。またどのような施策が考えられるのかお伺いをいたします。

3項目目になります。みずくらいど公園とその先に続く緑、玉川上水緑地の自然についてお伺いをいたします。3点ほどに分けてお伺いをいたします。現在のみずくらいど公園、日光橋公園は木々がうっそうと茂り、この自然、手を入れない視点があります。

それはそれとして価値の評価はあると思いますけれども、このたびの国道の工事のため木を伐採した付近ではきんらん・ぎんらんが自生していると聞いておりますけれども、現状はどのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。あわせて、玉川上水路口の保全や整備の状況もお伺いをいたします。また日光橋公園にはバードウォッチングの施設がございます。こちらの現状がどうなっているかもお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 杉山議員さんの御質問にお答えいたします。

福生市の自然環境と地域の活性化についての1点目、エコツーリズムにつきましては、自然環境や歴史文化を対象として、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方と定義されるエコツーリズムは、観光振興、地域振興、環境教育という異なった分野を複合的に組み合わせ、推し進めていく今の時代にあった考え方であると理解しております。

現在、エコツーリズムモデル事業として国が支援している3つの類型、13事業の幾つかを見てみますと、一つ目の豊かな自然の中での取り組みでは、北海道知床地区で世界遺産登録を目指すことが地域全体の流れとなっており、行政のみならず民間ガイドが連絡協議会を設立し、自主的なガイドラインを設けようとしております。また鹿児島県屋久島地区では、約10年前から自然ガイドツアーが盛んとなり、多くのエコツアーガイドが既に活動し、地域振興にも大きく貢献しているところでございます。

二つ目の、多くの来訪者が訪れる観光地での取り組みでは、福島県裏磐梯地区で、国立公園の中では比較的滞在型利用の可能性がある地域ということもあり、既に民間事業者のガイドツアーが開始されておまして、地域全体への広がりを図る取り組みがされております。長崎県佐世保地区では、既にこの地区は景観の鑑賞という従来型の観光利用が主体となっておりますので、豊かな海辺の生態系を生かした体験型の利

用を促進すべく、利用拠点新活性化事業を初めております。

三つ目の里地・里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を利用した取り組みでは、宮城県田尻地区で、真雁の渡来地で有名な蕪栗沼において、農林水産省が真雁の生息環境改善事業に取り組んでいるということで、真雁の雄大な群が観光客の呼び込みの目玉となっております。また三重県南紀熊野地区では、熊野古道を軸として丸山千枚田の水田体験、地引網体験などの農林漁業体験に地域産業を生かした滞在型エコツアーを推進しております。これらはこのエコツーリズムという考え方が始まる以前から多くの方に認識されている観光資源を有している場所ばかりでございます。

自然環境を利用した観光資源の少ない福生市にとっては、これらの事例のようにエコツーリズム推進法にかなった事業を進めて行くには課題も多いかと思いますが、今後も福生市の観光資源を掘り起こし、エコツーリズムの考え方を参考に福生市に合った事業を進めていきたいと考えております。

2点目の観光資源としての自然環境につきましては、自然環境には季節により変化するものと、季節に関係ないものとがございますが、市内の自然観光資源になり得る素材につきましては、その両方とも積極的に観光資源としていきたいと考えております。ただ、その資源が所在する場所にもよりますので、その状況に応じて活用方法を工夫していく必要があると考えております。

自然環境を活用した観光施策といたしましては、市内に点在する自然観光資源を結び付け、一つのウォーキングルートとし、その中に休憩が取れるような店舗情報を盛り込むことや、自然観光資源を題材とした魅力ある商品を製作することなどさまざまな方法が考えられます。いずれにいたしましても、自然観光資源にかかわる事柄などを多くの人々に興味を持っていただけるような手法で広めていき、話題性を持たせることが必要であると考えております。

次に、3点目の玉川上水緑地につきましては、玉川上水緑地は横田飛行場周辺緑地設置助成事業の民生安定事業として、事業目的を横田飛行場の開設及び米軍基地拡張で武蔵野の雑木林が失われたことにより、その代替として市内に残された貴重な雑木林の緑地帯を確保し、あわせて市民の憩いの場として整備することとしまして、昭和62年度から平成6年度までの8年間の事業で整備をした緑地でございます。

また、この玉川上水緑地には二つの公園が設置されておまして、八高線を境として西側をみずくらいど公園、東側に日光橋公園が幅約20メートル、延長500メートルの带状で国道16号線高架下を利用し、旧日光街道までの間に設置されております。

一つ目の日光橋公園の現状ですが、平成19年度におきまして国土交通省相武国道事務所で国道16号線の武蔵野橋陸橋拡幅部分の用地買収を実施し、その拡幅工事のため一部雑木林を伐採し、工事用の作業ヤードとして仮設道路を設置するために、日光橋公園の用地を約800平方メートル一時占用の許可をしているところでございます。

この国道拡幅事業の雑木林の伐採の影響によるものであるか、確証はとれていませ

んが、御質問にございました絶滅危惧種である野草、きんらん・ぎんらんが自生している状況があることは承知しているところでございます。このことは散策する市民の方も知っておられまして、多くの方々の自然へ向けられる目がふえていることは事実であり、このきんらん・ぎんらんが自生したことは評価ができますので、何らかの保全策を講じたいと考えております。

次に、二つ目の玉川上水緑地の保全や整備の現状につきましては、この緑地が開設された時期の保全方法は、人が手を加えないとの考え方が主流であったため、間伐の方法を採用し、緑地を保全してまいりましたが、日光が雑木の木々の間からこぼれる武蔵野の雑木林のイメージからほど遠い景観が生まれつつあるのが現状でございます。

現在、市内緑地の雑木林を昭和20年代の武蔵野の雑木林と呼ばれる姿に再生するため、市民による雑木林の再生に向けて福生萌芽会が中心となって活動しておりますが、さらに萌芽会以外の多くの市民が参加していただくことを今後は考えていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

また、年間の緑地管理は日光橋公園管理委託として、シルバー人材センターに委託をし、園路部等の清掃を実施しております。

次に、施設の整備状況につきましては、古いものは平成2年度に設置したものもあり、既に18年も経年している施設もありますので、その都度修繕等に対応しているのが整備の現状でございます。

次に、三つ目のバードウォッチング施設の現状につきましては、この施設の前には人口の水辺やえさ箱が設置してあり、そこに飛来する野鳥が水浴びをしたり、えさを食べたりするところを小窓から観察ができ、周囲には野鳥の図と解説版がございます。これは開設当時に自然観察グループのメンバーの協力より設置されたものでございます。

この施設の現状ですが、開設当時の動植物図のままで、更新や季節に応じた案内情報などが無いため、有効に活用されていない状況にありますが、今後はNPO法人自然環境アカデミーなどと協働して観察会の会場として利用したり、定期的な情報提供をしたりすることにより多くの市民が利用しやすい充実した施設にしていきたいと考えております。

以上で杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございました。

エコツーリズム推奨によりますモデル地区が13あるということで承知はしておりますわけですが、こちらにつきましては世界的遺産や全国的な有名な観光地が指定されております。このことを十分承知した上で伺いをしたわけであります。平成15年に設置された国のエコツーリズム推進会議では、エコツーリズムとエコツアーを次のように定めております。

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方と、エコツアーにつきましては、エコツーリズムの考え方を実践するツアーであると、こんな

ふうに位置づけております。

あの環境庁が進めておりますエコツーリズムの特徴につきましては、エコツアーは原始的な自然のある地域だけでなく、里地・里山や都市の中の自然なども実施することができるという、こういった特徴がある点が非常に特徴であります。

エコツーリズムのモデル地区の指定につきましても、この考え方を反映して三つのタイプに分けております。今の市長の答弁でも三つの具体的なモデル地区が示されたわけではありますが、その中で特に注目すべきは、タイプ3というのがありまして、紹介しますと、タイプ1は、豊かな自然の中での取り組みのできる地域、それから2としましては、多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み、1につきましては知床ですとか、白神ですとか、小笠原とか、屋久島とかになるわけですが、2の多くの来訪者が訪れる観光地といいますと、裏磐梯ですとか、六甲ですとか、佐世保ですとか、こういったところが対象になっております。タイプ3としまして、里地・里山の身近な自然地域の産業や生活文化に活用した取り組み、こんなふうに分けておりまして、こちらが田尻地区ですとか、長野県の飯田ですとか、南紀の熊野ですとか、比較的近くでわかりますのは飯能・名栗地区も指定を受けております。

注目すべきはこのタイプ3でありまして、里地・里山の自然地域の産業文化を活用した取り組み、こちらにつきまして、エコツーリズムの推進法に適した事業を進めるにはまだまだ時間がかかるということは十分に承知をしております。

福生市の観光資源、景観、歴史、文化、自然、福生らしさを探して、探して、探して掘り起こして、市外から人々が福生を訪ねてくれる。こういった仕組みをつくる必要があると思っているものですから、どこかに何とかそういう素材がないかというふうに常々いつも思いながら生活をしているわけでございます。市外から人々が訪れてくれることによって、市内の経済にもきっとよい効果があるだろうと思っているからであります。

例えば飯能の名栗地区につきましてはどんなことをやっているか、すごいことをやっているわけではなくて、既に福生でもやっているようなことをやっているわけですが、わざわざモデル地区として指定する必要はないのでありますけれども、考え方として、実施していく方向としてできますのは、例えば昔遊び、それから自然を見て歩く、名栗地区の自然を見て歩いたり、それからお寺さんですね、お寺さんを、コースの中に寺が入っていたりとか、それから老舗が入っていたりとか、それから季節によっては銀杏の木を見たり、神社の御神木を眺めて見たりとか、それは工夫次第でいかようにもなるというのがこの名栗地区でございます。

それから、京都は大きな有名な観光地ではありますが、京都もそれになっているのですけれども、ずらっと見たらどんなのをやっているのかと調べていただければわかるのですけれども、手を入れた里山なんかにつきましては、例えば竹林とか、単なる竹林が観光の対象になったりすると、手を入れて木漏れ日が差したりすると、そこにいろいろ自然のものができますので、それそのものがもう学びながら、勉強しながらするようなものにもなると。それから、池をつくって池にめだかを放して、め

だかを見に来るといふか、学びに来るといふか、それも観光の資源になってしまうといふふうなものの発想ですね、こういった発想は京都なんかでもやって紹介もされているわけで、わざわざ指定を受けてではなくて、私たちが住んでいる人、人間そのものがいろいろな発想をすることで市外から人を呼ぶということは可能だろうといふふうに思っているわけでございます。

それから、要はそういった歴史的な史跡ですとか、そういったものを一つずつ掘り起こして市民と一緒に調査をしたりとか、ぜひそういう掘り起こしをしてほしいと思っているわけでございます。

何を言いたいかというと、人が集まる場所ができて、そこに市外から人が集まってくれば、まちは元気になれると信じているからであります。市内の自然を観光資源としてつくり上げていくには、すぐできることではないと思いますが、何よりも継続、持続が大事でございます。また、行政だけで成し遂げられるということも難しいとも思いますけれども、話題性づくりにはやはり自立した市民との協力は欠かせないといふふうに思っておりますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

また、玉川上水緑地での国道工事のための雑木林の一部を伐採した影響できんらん・ぎんらんが自生しました。これはすばらしいことであります。御存知のとおりきんらん・ぎんらんは1997年に環境省が絶滅危惧2類に指定をしております。もともとは本州、四国、九州とどこにでも半日影の樹木の下にあったのですが、97年にしていると。絶滅危惧種1類といいますと、このままの状態にしておきますともうこの世からなくなってしまうと、存在しなくなってしまう種だと、その一歩手前の種類に指定されているきんらん・ぎんらんが偶然といいますか、出てきたのですね。これはすごいことだといふふうに思っております。

こちらが5月1日にみずくらいどで撮ったきんらんです。きんらんの写真です。普通の市民が撮りました。それから、こちらはぎんらんといひまして、これがぎんらんです。ぎんらんの写真であります。白い花と黄色い花ということでもありますけれども、これが出たのですけれども、1日、2日と写真は撮ったのですけれども、まだ開ききっていない状況だったのですけれども、開いたら写真を私もおさめたいと思ったのですけれども、開いた途端に盗掘されたということで、非常に残念な思いをしております。全部とられたわけではありませんけれども、咲いたのを持っていかれたと、なかなかそういった自然の共有といいますかね、そういった非常にめずらしい花とか木種、珍しいものを共有するという市民の感覚、独り占めしたいというわがままな人たちがまだまだいっぱいいるということも含めて、やはりこういった大事なものは共有していくのだと、そういうことも大事だと思っております。

したがって、環境が、ちょっと木を切って木漏れ日が落ちてきた、環境がちょっと変わっただけでこういった非常にめずらしい植物が出てきたと、これを見にまた市外から人が来る可能性もあるわけです。

したがって、こういったことが、ちょっと里山に手を入れるだけできんらん・ぎんらんに限らず夏にはまた別の花、秋には別の花、また出てくる可能性もあるのですね、

やってみなければ分らない。だけど福生の持っている土地の、もともと持っていた土地にそういう力があるというのがここでわかりますので、福生も捨てたものではないぞというふうに思っているわけでございます。

余計なことを言いますと、写真に撮ると黄色なのです。たぶん盗掘したやつを持って行って家で鉢に植えてみても黄色なのです。だけどこのきんらんは、木漏れ日の薄暗いところで見えて初めて金色に見えるのです。ですから、それがきんらんのゆえんなので、持って行って一人で見たって黄色なんです。黄色のものをちゃんと現場で見れば金色に見えると、こういうことを観光客も含めて、ガイドを含めて言って、だからこれは金色なのだよというふなことができるようになればすばらしいなというふうに思って、こういったものも観光資源の一つとしてとらえられないかという質問であったわけでございます。

そんなことで、大変価値あるこういった植物を何らかの保全策を講じていただけるということでございますので、大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。こうした小さいというか、小さいスポットが一つずつ一つずつ観光資源として活用できるのではないかというふうに思っております。

また、玉川緑地につきましては、過去にもたくさんの多くの先輩議員が質問をしておられます、伐採時の方法で緑を保全するということは、太陽の光が地面まで当たらず、下草も生えない状況につきましては、市との共通の認識を持っているというふうに感じております。

萌芽更新など幅広い市民と一緒に、木漏れ日のこぼれる福生武蔵野の雑木林を再現できないものなのかどうか、日がそろそろとこう差す、そういったことができないものなのかどうか、もう一度お伺いをいたしたいと思えます。

また、特にみずくらいど公園につきましては、根が盛り上がって土が雨で流され残念な状況にあります、こちらにつきましてはどのような対策をお考えかお伺いをいたします。

それから、日光橋のバードウォッチングの施設のところでございますが、大変古い施設の様ですし、小窓からのぞく景色は草がぼうぼうと荒れ放題になっているような状況でございますし、鳥の図などの説明版も判読困難な状況になっているようでございますので、今後ぜひ有効利用を進めていただくということでございますので、大変期待をしているところでございます。

多くの市民が参加できることはとてもすばらしいことでありますが、今回の質問に取り上げさせていただきまされたように、観光資源としての視点もお忘れのないように御配慮をお願いしたいと思います。多くの人に私たちのまちに來訪していただいて、自動販売機で缶ジュースを1本、お団子を一つ、弁当を一つ買っていただければ、そのことの繰り返しの連鎖が、飛躍するかもしれませんけれども、まちを元気にしてくれるものと思っております。

日光橋公園の付近につきましては、国道工事とのバランスもあるでしょうけれども、できるだけ早い時期を見て充実を図っていただきたいと思います。

2点お願いをして2回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、杉山議員さんの再質問にお答えします。

木漏れ日がある雑木林ができないかということでございまして、現在、福生萌芽会の皆さまの活動によりまして、福生公園の文化の森で約2000平方メートルの雑木林を萌芽更新の実験林として実施していただいております。既に4年が経過しております。日ごろの活動並びに努力に感謝いたしております。そこで今後の緑地管理の方法の指針となる報告ができるのではないかと期待をしているところでございます。

現在の文化の森の萌芽率は30%ですが、実生、どんぐりの実のようなものから出る発芽したものが約2000平方メートル全体からあったと聞いておりますので、自生した自然の力に大いに期待しております。

そこで、木漏れ日がある雑木林にするには、樹木の伐採が伴いますので、引き続き萌芽会にお願いするか、委託業者で管理をしていかなければならないと考えますと、かなりの委託費用がかかりますので、今後大きな課題と考えております。当面は、現在きんらん・ぎんらんが群落する部分を保護し、看板表示により自然保護に対する認識を深めていきたいと考えております。

また、次の御質問のみずくらいどの公園は特に林床、雑木林の地面ということが荒れているということでございますが、早急の保全対策を考えていきたいと思います。対策の考え方は、伐採等の方法を、福生萌芽会等の御意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございます。

玉川上水緑地の管理の保全の件は了解でございます。何をするにもお金がかかるということで、必要になるということで、全くそのとおりだと思っております。残念ながら無償で我が身を呈して知識、技術、労力、知恵を提供していただくのは、資本主義社会にあってはなかなか非常に難しいことであるというふうにも思っております。

また、地方自治体の自主性も主体性も、自主財源の確保云々等から、自立した市民との協働という考え方を実践してまだ幾らも経っておるわけではありませんけれども、こういった点からも考えていくとまた道が開けてくるのかなというふうにも思っております。

御答弁の中で、樹木の伐採をしたり手入れをするというのは萌芽会にお願いするか、業者で管理をするしかないということでございますけれども、そしてそれには費用の捻出が非常に難しいということでございます。当面はきんらん・ぎんらんが群生する部分を保護する対策をとということでございますので、了解をいたしました。みずくらいど公園も林床が荒れているということまでは共有ができましたので、ありがとうございました。

それはそれとして、緑地保全もみずくらいど公園も1本の木の伐採にどれくらいの費用がかかるのかわかりませんが、根元からばっさり切ったりとか、枝をはらったりとか、途中から切って縮めるとか、いろいろとあると思うのですが、一

度にまとめてきれいにしようというふうにすれば大変なお金がかかるということは十分承知をしております。

したがって、例えば来年の秋に1本とかというふうに少しずつ、市民も巻き込んでやってみようというような思いがあれば可能かなというふうにも思うわけですが、いかがなものなのでしょうか。

要は何を言いたいのかといいますと、先ほども言いましたけれども、要は日が差しただけできんらん・ぎんらんのような自生した自然の力が見られるということがあるわけですから、これに限らず、日が差さないような今の状態の一部からでも木漏れ日が差すような状況をつくりたいと、そんなふうにも思うわけでございます。

福生固有の植物が自生してくる可能性が広がったわけでございますので、日の差すようにするにはどうしたらいいかというようなことをみんなで知恵を出し合ったらどうだろうかというふうにも思うわけでございます。そしてその上で次のステップ、そしてまた次のステップへと進んで、先ほども言いましたが、ミニ観光スポットになるような可能性がそこら辺に見えてきているのではないのかというふうにも思っております。ですから、お金のことでない部分で、お金のことは大変だと思いますけれども、お金がないということだけではなくなかなか片付けられない問題もあるのではないのかというふうにも思うわけでございます。

これからの市政の運営につきましては、市民との協働をうたっていくわけでございますので、萌芽会との協力、また新たな会なども結成して、市民参加の機会をとらえることはできないでしょうか。お金はその次にくるものだと思いますが、いかがでしょうか。お金をどう捻出するかが課題となってくるという御答弁もいただきましたが、全くそのとおりでございます。お金以前の、それ以前の、それ以前の考え方をぜひお聞きしたいというふうにも思います。

野澤前市長の言われた、いわゆる政策立案のできる職員がこれから必要になってくるのだということでも思っております。福生市の職員の方、皆さんとても優秀でございます。ですからぜひそこら辺も考えていただきまして、あれして、これしてというふうに言っているわけではございませんで、ぜひ新市長の下で職員の皆さんの意気込みだとか、それからこれから私はいっぱい市外から人に来てもらってまちが元気になってほしいというふうにも思っている、そういう夢を持っているものですから、市と夢同士が少しでも接点がないものかなというふうにも思って、時間があと6分ぐらいしかありませんけれども、もう一度簡単なところでございますので、もう1点だけ質問をさせていただきますので、そんなところをぜひひとつよろしく願いを申し上げます。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、杉山議員さんの再質問にお答えします。

非常に熱意がきて、非常につよく感じております。そういうことで、緑地の夢という御質問だと思いますが、雑木林の本来の姿を述べさせていただきまして、これがやがてはエコツーリズムが推進されて、地元の地域の活性化につながるというところを少し述べさせていただきまして答弁とさせていただきます。

福生には約4ヘクタールの雑木林がございまして、現在散策路を整備した緑地や公

園があります。今回御質問のあった多摩川緑地、その他加美上水緑地、福生公園、どんぐり公園、加美平公園などがございます。

しかし、この緑地、あるいは公園の雑木は既に50年から60年経過しておりますので、萌芽率は文化の森の実験林から考えますと、よくないと考えられますので、実生、どんぐりの実から出る芽なのですが———での雑木林の復元をするためには木の枝を切るか、枝をはらうか、途中で詰めるかという方法がございしますが、やはり皆伐、木を、雑木を根元から切る方法が一番よいと考えます。

もしこの方法で年間に2000平方メートルずつ実施した場合には、4万平方メートルございますので、20年かかることになります。そこで財源が確保が可能として、各所で2000平方メートルを萌芽更新しますと、五、六年で実施すればすべて緑地は、10年程度で武蔵野の雑木を復元できると考えます。

そこで、武蔵野の雑木を復元できたとして、ぎんらん・きんらんや、かつては林に入るとよく見かけたしゅんらんなどの山野草を求めて人が集まる場所ができ、そこに市民の方や市外の方が集まり、市内の自然を観光資源として地域振興につながるような取り組みができると考えられます。

その取り組みを進めていくことで、議員のお考えのとおり時間をかけて自然と触れ合うエコツーリズムが推進され、自然の美しさ、奥深さに気づき、自然を愛する心が芽生え、地域固有の魅力を見直すことで地元に自信と誇りを持ち、生き生きとした地域になる、まさに未来のためにできる取り組みの一つだと考えております。これはあくまでもこうなればいいなという夢を少しでも実現できるものとして、できるように考えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 質問がはっきりしなくてお答えにくかったらと思うのですが、要は今の福生にたくさんある自然や公園、緑、そういったものに、一遍にお金をかけてというのは大変に難しいこととございますので、少しずつ市民と一緒に頑張ってでもいいですから、そういった手を入れていく方向で皆さんと一緒に、林の中に光が差し込んで、林床といいますか、木の根のところがむき出しにならないような、そこに下草が少し生えてきたりとか、夏には山ゆりが出てきたりとか、秋には山吹があったりとか、春にはそういった希少ならんが出てきたりとか、そういうことが逆に市民と一緒にやってこればいいのだよということが、むしろ逆に市外の人から見れば「福生はすごいぞと、福生へちょっと行って勉強してこよう」というような形でそういったモデルがつかれるのかどうか、つくりたいなというふうに思って質問をしたわけでございます。ぜひとも一緒につくって、大勢の人が市内に訪れて、その市外の人といっぱいしゃべったりとか、いろいろな歴史、文化、いろいろなことを市内の人が市外の人としゃべるといようなことも含めまして、まちは活性化していくものだろうというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

残り1分でございますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとう

ございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、17番青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君質問席着席）

○17番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく3点、生活安定化総合対策事業について、そして小学校就学前後の外国人児童に対する日本語教育について、そして動物との共生について、地域猫についての以上3点の質問でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、生活安定化総合対策事業について質問をいたします。

これは東京都がことしの4月下旬に発表いたしました。福祉保健局が中心となつてつくり上げた東京都緊急総合対策3カ年事業のことでございますが、これに対して福生での取り組みはどのようになるか、東京都の計画でいきますと、8月1日から相談窓口が開設されるという形で、23区を含めてすべての東京都内の自治体が取り組んでいるところでございます。福生の取り組みの状況をお聞かせいただきたいと、このように思うところでございます。

これ自身は個人都民税の減税対象、減税の対象としていた低所得の方のうち生活の安定に向けた支援を本当に必要とする方に対して、平成20年から緊急総合対策を実施するという事で、この話を福祉保健局の担当参事から伺ったときは、本当にすばらしい事業だなと、これによってしっかりと行政が働きたい方、働ける年齢といえますかね、対象は64歳ぐらいまでなのですが、働きたいと思われている方が、その間の働くための職業訓練とかの能力をつけるまでの間、無利子の生活資金の貸し付けを受けられて、そしてなおかつ公共職業訓練等による実践的な能力を、半年程度になりますか——受けている間、月額15万円ほどの受講奨励金をいただいて、なおかつこの生活サポート特別貸付事業といいますか、最終的には就職チャレンジをして企業に入ると、正規雇用した場合には就職等一時金の無利子貸し付けでスーツを買ったり靴を買ったりで、50万円までの貸付限度額が出てくるという形で、うまく乗れば非常に1人の、あるいは一家の生活を激変させる、大きく下支えできるという制度でございます。

また、これに協力をした、正規雇用をした企業に対してはインセンティブとして1人当たり60万円の支給がされるという事業でございます。総額49億2400万円という東京都の事業でございますが、市に対しては伺ったところ、調べたところ、人件費相当で年間700万円相当の補助が出るということでございますので、今申し上げました流れを、どこが窓口になって、どのような流れで最終的に、働きたいのだけれども働けない、就労意欲も持っている方が就業できるまでのこのプログラムがどのようになっているか、事業の流れについてお伺いをしたいと、また期待される効果についてもお伺いをするところでございます。

あわせて、この事業は緊急3カ年でございますが、関係施策として低所得者の御家

庭のお子さんに対しても進学講座の受講料、中学校3年、高校3年のいわゆる塾代と  
いますか——としてそれぞれの貸し付けもあると、また大学受験料の貸付金も別  
途用意されているというふうに伺っております。

また、その他関連としましては、生活を再建させる意味でいわゆる債務整理の相談  
等々にも乗るという形で、東京都の中では産業労働局、そして福祉保健局といったよ  
うな形で、その他またあと一、二の部局との調整という形で、非常に大がかりな事業  
でございます。

これらの関係部門間の調整について、福生市につきましてはこれらの生活資金の貸  
し付け、あるいは職業訓練など多岐にわたる事業の行政としての主体はどこにもって  
くるのか、そして伺うところ、東京都においては都の社会福祉協議会等々への再委託  
というような形をとるようでございますが、福生市におきましては実際の運営はどこ  
に委託するおつもりなのかということをお伺いするところであります。

さらに、ここで伺いたいのは、昨今諸物価の値上がり、あるいは1人暮らしの  
高齢者が増加する中で、以前にも一般質問もいたしました、低所得者高齢者に対す  
る家賃助成制度の復活についてお伺いするものであります。いろいろな事業を絡めて  
おかないと、高齢者の方々の生活の支援を支え切れない、生活が安定化できないとい  
うふうに思っておりまして、この生活安定化のプログラム自身は東京都の施策でござ  
いますので、さらに一枚福生市の単独の事業を加えることができないかということ  
であります。今申し上げました低所得高齢者に対する家賃助成制度は平成4年に開始  
をされて、御案内のように平成17年から3カ年かけて暫時減額をされて、19年に  
全廃されたという経緯がございます。

そのときには現金給付的なサービスは極力押さえていって、そして手厚いソフト事  
業といいます——をふやしていくのだという前市長のお考えの中で、このほかにも  
十幾つかあった福祉政策が徐々に削られてきたといいますか、そういう経緯がござい  
ます。

ですから、一度このように始まったものを全廃したということでもありますから、そ  
うそう簡単に復活というわけにもいきませんでしょうけれども、状況が平成17年と  
比べますとやはりかなり変わってきているなど、ここへきての諸物価の値上がりひと  
つ見てもしかりでございます。そして高齢化率もかなり高くなってきているという段  
階でございますので、改めてこの家賃助成制度の復活についてこのところでお伺い  
をするところであります。

続きまして2点目、小学校就学前後の外国人児童に対する日本語教育についてお伺  
いをするところでございます。

現在行われている日本語教育の現状について、先般、福生第一小学校の日本語教室  
を見学をさせていただきました。もっと早く伺っておくべきだったなと議員として本  
当に反省をしておりますが、あるPTAの一小学区の方から御相談を受けまして、日  
本語教育の日本語教室自身にもっと力を入れなければいけないのではないかというお  
話がございまして、百聞は一見にしかずという形でお伺いをし、またその後東京都の

方向、あるいは先進市の状況等についても私なりに勉強したつもりでございますが、現在行われている福生市の日本語教育の現状について、対象の人員だとか学校の分布、あるいは言語の種類、教育スタッフ、さらには学校に配付されているといえますか、予算等々についての現状はどうなっているかまずお伺いをしたいと。

さらに、日本語教育のスタッフとして専門性がかなり求められると思いますが、その教育スタッフの充実と訓練についてどのようにお考えになっているか、また先進的な取り組みをしています地方自治体といえますか、都内にも幾つかございます。例えば新宿区などもそうですが、それらについてはどうでしょうか、取組事例について御紹介いただければなと、このように思っております。

次に、同じ項目の中で、言葉というのはできるだけ小さいうちからなじんでいる方が習熟が早いとも言われますが、現在日本語学級に通われている方は非常に多くの国から来られていて、いろいろな事情で日本に来られているわけですから、年齢も違えば、母国語ではかなりの学力もお持ちの方もいらっしゃるようですし、そうした場合に教え方一つも違ってまいります。

その場合に、小学校へ、第一小学校の日本語学級、通級学級に入る前の段階として保育園、あるいは幼稚園での日本語の教育の必要性もあるのではないかと、このように思っておりまして、それらにつきまして現状、あるいは問題点についてお聞かせいただければなと思っております。

できるならば小学校の入学前、保育園でいうと年長さんぐらいになりましょうか、そして小学校の1年、2年というような形で集中して指導ができればいいかなと思いますが、これらについてもどのような形で、義務教育就学前後の日本語教育の必要についてお考えなのかをお伺いをしたい、このように思っております。

続きまして3点目です。動物との共生というくくりにしましたが、地域猫についてでございます。

地域猫、既に丸2年が経過したと思いますが、幾多の困難の中においていろいろ御苦労も多いかなと思いますが、地域猫支援事業の今までの実績といえますか、年間の避妊・去勢手術を実施した実数、あるいはボランティア数、あるいは福生の場合には町会単位で地域猫をやっているというふうに理解しておりますが、どれぐらいの地域で行っているかお伺いをしておきたい、このように思っております。

また、これ自身は東京都も、18年というから、18年3月に「飼い主のいない猫との共生を目指すまちガイドブック、問題解決ABC」というのをホームページから拾って、40ページにわたるものがあります。ここにいろいろな先駆的なケーススタディ、どこでどんなことをやっているかとか、どんな苦労があるのかというのが載っておりまして、なるほどなと、これを読んでいくと、大体これにのっとりながら福生市もやっているのだらうなという思いもしておりますが、今までの実績と、また今後の展開について、地域を限定する従来の方法を見直すお考えがあるか、あるいは助成する費用負担額をどうするか等々今現在のお考えをお伺いをしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 2時15分まで休憩といたします。

午後2時4分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 青海議員さんの御質問にお答えいたします。

生活安定化総合対策事業についての1点目、東京都の緊急総合対策三カ年事業の福生での取り組みにつきましては、低所得層のうち生活の安定に向けた支援を真に必要とし、生活安定、正規雇用への意欲と可能性を持つ者に対してきめ細かい支援を行い、生活の安定化を促し、安全、安心が確保された活力ある東京を実現するという東京都から示された事業コンセプトをかんがみ、1人でも多くの方々に本事業を活用していただけるよう、総合説明会へ参加するなど積極的に準備を整えておりますが、予算措置、再委託機関との調整等にまだ若干の時間が必要ですので、東京都の計画どおり本年8月1日からの相談窓口の開設は困難でございます。

26市中で8月1日に相談窓口を開設予定なのは八王子市、武蔵野市、調布など8市ほどで、その他の市では本年10月からの開設予定が多いようでございます。東京都から8月1日以降の相談窓口開設につきましては、区市町村の実情に合わせた対応をするとの確約がなされておりますので、福生市といたしましては、東京都等関係機関と調整協議をいたしまして、本年10月に東京都から正式受託し、相談窓口等を設置したいと考えております。

なお、本事業の流れ並びに期待される効果と、2点目の関係部門間調整につきましては、多岐にわたる内容でございますので、福祉部長が答弁いたします。

次に、3点目の都の関係施設と福生市の独自施策についてですが、市の独自施策として低所得高齢者に対する家賃補助制度の復活をとの御質問をいただきました。低所得高齢者に対する家賃補助制度につきましては、民間アパート等に居住する高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成することにより高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ることを目的に平成4年度に制度化し、高齢者住宅家賃助成事業として開始いたしました。

その後、平成17年度に市の行政改革大綱、同推進計画等により金銭給付的な事業の見直しを図るため、助成額の多段的な縮小を経て、廃止することを決定し、平成19年度をもって本事業を廃止したところでございます。

そこで、御質問の1人暮らし高齢者が増加する中で、低所得高齢者に対する家賃補助制度の復活とのことでございますが、確かに高齢者の進展により、1人暮らし高齢者も増加し、また福祉、医療制度の改正など高齢者を取り巻く生活環境も変化しております。ただ、一方では市の財政状況は依然として厳しいものがございます。

それと、やはり大事なことは、本事業の廃止による高齢者への影響等を把握するこ

とが必要と考えておるところでございますが、まだ廃止後間もないことから、これも十分ではございません。したがって、今後こうした状況等踏まえて改めて検討させていただきます、一定の判断をしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小学校就学後の外国人児童に対する日本語教育についての御質問は、教育委員会から答弁させていただきますが、私からは保育園、あるいは幼稚園の現状の問題点につきまして答弁させていただきます。

最初に、外国籍児童の入所状況で申し上げますと、平成20年4月現在、保育園で両親が外国籍の入所児童数は、市内12の保育園で37人が在籍しており、幼稚園では在籍していない状況でございます。

保育園では、入所前に児童の家庭での様子などをお聞きするため、児童と一緒に保護者と面談を行っており、特に外国籍児童の場合には日本語を話すことができるのか、あるいは言葉を理解できるのかなどを確認しております。

日本語に適應できない児童が入所した場合には、特に注意を払いながら保育しておりますが、多くの場合、児童の遊びを通して児童同士で意思疎通が図れることなどもあり、比較的短期間で日本語に慣れている状況で、保育の上では特に支障を来していないところでございます。

次に、日本語に関する教育といたしましては、すみれ保育園の例を申し上げますと、小学校入学前に当たる年長児童全員を対象に、ドリルを使ったひらがなの学習を行うことや、カルタ遊びなどを通して日本語に接する機会を多く持つようにしており、同時に外国籍児童の保護者が抱える小学校入学への不安な点の相談にもきめ細かく対応しているところでございます。今後も保護者からの御意見をお聞きし、各園の特性を生かした保育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、動物との共生についての1点目、地域猫支援事業の今までの実態についてですが、この事業は平成18年度から実施しているところでございます。年間のモデル地域数、避妊・去勢手術を実施した猫の実数、地域ボランティア人数につきましては、初年度の平成18年度は3地域、47頭、10人、平成19年度は5地域、41頭、22人となっております。また今年度は既に7地域、50頭、27人で計画し、実施しておりますが、地域についてはその他に6地域と調整中で、今後ふえることも想定されております。

次に、2点目の今後の展開についてですが、現在モデル地域は町会が原則となっておりますが、地域の合意や意思決定に時間がかかるため、なかなか進展していない地域もございます。しかし、実施された地域ではその話し合いの過程で人と人の関わりが生まれ、猫を媒体に新しいコミュニティがつくられる事例もございます。定められたルールのみで固執するのではなく、どうすれば地域の問題を速やかに解決できるのかという視点を市民お一人お一人の取り組みや、地域の小さな単位での取り組みを地域猫制度につなげる方向で事業を進めております。

地域猫制度は、人間の都合で捨てられた不幸な猫の数を減らし、猫によるいろいろ

なトラブルを減らしていくことが目的でございます。今後も市民、福生地域猫の会、行政が協力し、地域の実情に見合った方法を検討し、実施してまいろうとしております。

また、助成する費用負担額につきましては、市内の獣医及び福生地域猫の会と協議し、より多くの不幸な猫に対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

外国人児童に対する日本語教育についての1点目は、現在、学校において行われております日本語適応指導の現状につきまして申し上げます。

まず、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の在籍状況でございますが、平成20年4月末日現在で小学生48人、中学生8人となっております。小学生は3校、中学校は1校に在籍をいたしております。指導言語の種類は、小学生は英語が7人、スペイン語14人、中国語2人、フィリピン語11人、ポルトガル語5人、タイ語7人、ヒンディー語1人、マレー語1人、また中学生は中国語2人、スペイン語2人、フィリピン語4人となっております。

教育スタッフとしましては、第一小学校に日本語通級学級を2クラス設置をして、3人の専任教員を配置をし、教員が中心となり指導に当たっております。そのほかに、3人の日本語適応指導講師及び通訳の方に専門の言語の指導のほか児童の実態を考慮した指導にも当たっていただいております。小学校の他の2校及び中学校1校におきましては、合わせて3人の指導講師に担当していただいているところでございます。

次いで、指導の内容ですが、小学校は第一小学校を中心に、中学校では適応指導補助員等を配置をし、まず学習の最初といたしまして話す力、聞く力、読む力、書く力を入学をした段階で把握をいたしまして、児童それぞれのレベルを初期指導、初級指導、中級指導、上級指導という形で4段階に分けて指導に当たっております。

日本語学級の目的といたしましては、在籍学級での通常の授業が受けられるだけの日本語の能力を身につけさせることを目的に行っております。外国籍児童の入学前の日本語力としましては、日本人の児童と比較をして基礎的な語彙の量で比べますと、約3000語から5000語の語彙の差があるというところでございまして、現在のところ通級の児童の中では上級の指導の段階の児童は1人でございます。中級指導の児童が若干名おまして、残りが初級指導と初期指導というふうになっております。

それぞれの段階の指導内容でございますが、初期指導におきましては児童一人一人の言語レベルに合わせた教材を用意し、指導員が寄り添って学習させる体制をとっております。この段階はある程度の語彙を習得し、平仮名や片仮名について読み書きがほぼできるようになるぐらいまでの指導を目指しているところでございます。

次いで、初級の児童でございますが、このレベルでは外国人児童の日本語学習のためにつくられました文系学習テキストというのがございまして、こういうテキストを活用しながら学習を進めております。

次の中級になりますと読解の問題、あるいは文法事項の問題等を中心にいたしまして、これもワークシートを使つての学習というふうになっております。

上級におきましては、該当学年の教科書の使用等をいたしまして、それぞれ表出をしてきます語彙等の確認や、一文一文についての読み取りの確認、あるいは該当学年のワークシートを使った授業を行つておりまして、学級での一斉指導の適用ができるようなことを目指しております。この学級は環境適用の指導とか、生活習慣に関する適応、あるいは日常的なコミュニケーションをとる言語的な支援、心理面でのサポートなどこれらの児童の心の居場所にもなっており、専任の教員を中心に日本語適応指導の講師の方々を含めましてきめ細かい対応をいたしているところでございます。したがいまして、初期指導、初級指導を必要とする児童が圧倒的でありますことから、この段階の集中的、反復的指導の必要性を感じております。

次に、教育スタッフの充実と訓練についての人材バンクの活用でございますが、初めに日本語を教えるための資格等についてまずお答えをいたします。本市、福生第一小学校日本語学級には3人の専任教員を配置をいたしております。これらの教員は一般の小学校教諭であり、日本語を教えるための専門の教諭ではございません。日本語学級で教えるために改めて取得をしなければならない資格等は特に決められてはおりません。この状況は本市に限ったわけではございません。

なお、民間の日本語学校等で日本語教師を務める場合には、日本語教育能力検定試験に合格するか、文化庁が示しました日本語教師養成のための標準的な教育内容に従った日本語教師養成講座を修了することなどが就職のための条件となることが多いようでございます。

現在、東京都には公立小学校1317校、中学校は627校ございまして、うち小学校で28校、中学校で6校に日本語学級が設置されております。これらの学級の教員は、さまざまな言語を母国語とする児童・生徒の指導に対応するため、みずからの語学力の向上に向けて研修に努めております。また、文部科学省や東京都教育委員会がティーチングプログラム案や教材例を示しており、こういったものを活用しながら児童・生徒の日本語の習得に向けた指導を行っております。

福生第一小学校の3人の専任の教諭も日本語学級の教員として、その指導方法や技術について日々研さんに励み、指導に生かしているところです。また先ほど申し上げましたように、日本語学級の現状からも専任教諭以外の指導者の必要があることから、本市におきましては日本語適応指導講師の派遣をいたしているところです。

さらに、人的な面での充足を図る観点から、人材の登録や活用につきましては、このたび市長部局で作成をいたしました地域活動ハンドブックなどにも掲載ができるように関連部署とも協力し、外国での生活経験のある方や語学に堪能な方などの発掘や登録、さらには研修などへのお誘いをして、幅広い人材の活用にも努めてまいりたいと存じます。

次に、先進区市におけます日本語指導の例についての御紹介でございますが、新宿区におきましては年間に100名を超える外国人の児童・生徒の編入があるというこ

とでございます。日本語学級は小学校1校に設置されておりますが、大半の児童・生徒は区が設置をいたしました国際理解教室で編入後30時間の集中スクーリングを受けます。この指導は区が委託をいたしました業者が担当いたします。さらに各学校に戻りましてから中学生は60時間、小学生は50時間、幼児は40時間の訪問指導を受けるというシステムで日本語の習得を図っているということでございます。

それから、学校に配当している予算の件でございますが、本市では現在、通常級の予算配当の中で、校長の方針により執行することになっております。今後は日本語学級の現状からもさらに充実をさせていくことが必要との認識に立ち、庁内での調整を図り、日本語学級の充実をした予算措置となるように努力をいたしてまいりたいというふうに考えます。

最後に、小学校第2学年までの日本語の集中指導の点でございますが、先ほど日本語力の指導段階の指導につきまして御説明を申し上げましたように、日本語指導を必要とする児童のスタート学年の発達段階も考慮いたしまして進めておりますが、対象のほとんどの児童が初期指導、初級指導を必要とする児童が圧倒的でありますことから、日本語能力といたしましてはゼロから単語の学習、あるいは基本的文型練習の過程にあるというわけでございますが、一方では吸収力が高い低学年の児童であり、このようなことを考慮いたしまして、集中的、反復的に指導が重要であろうというふうに考えております。そういう点で、指導体制や教材等今後はより充実をさせていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、1項目目の生活安定化総合対策事業につきまして市長の補足答弁を申し上げます。

1点目のうち、生活安定化総合対策事業の流れについてでございますが、各種事業の支援メニューが豊富で、個々のケースの要件によっては対応が異なる部分もございますので、最もポピュラーなケースとして公共職業訓練メニューの就職チャレンジ支援事業と、生活資金無利子貸付金等の生活サポート特別貸付事業を利用する場合の流れにつきましてお答えをさせていただきます。

対象となる方は、就労意欲があり、東京都内に引き続き1年以上在住しているなど低所得の基準に該当する20歳以上65歳未満の生計中心者でございます。まず、この事業を希望される対象者が区市町村の設置した相談窓口で生活相談をしていただきます。相談窓口では生活安定化総合対策事業の各種支援メニューの紹介や説明をさせていただきます、御希望されるメニューの申請受付と、申請書類や対象者資格要件等の確認をさせていただきます。対象要件や指定された職業訓練を最後まで受講する意思等が確認されますと、利用確認書を対象者に交付いたしまして、都内に4カ所設置されます就職チャレンジ支援相談室を紹介いたします。多摩地域では国分寺相談室となりますので、対象者御本人が直接交付を受けた利用確認書等を持参いたしまして、カウンセリングや情報提供を受けて、希望する公共職業訓練の申請をいたします。公共職業訓練には職業能力開発センターが実施する6カ月間の施設内訓練メニューと、民

間教育機関等を活用した3カ月間の委託訓練等がございまして、物づくりや情報通信関連等の各種メニューがございます。

次に、選考、抽選等によりましてこの施設内訓練、または委託訓練の受講が決定され、受講決定通知が交付をされます。訓練の受講が決定された時点で生活サポート特別貸付事業の必要要件であります就職チャレンジ支援事業における受講が決定してから、「受講奨励金の支給開始までの期間にある者」ということに該当いたしますので、生活資金無利子貸付の申請を区市町村の相談窓口にしていただくことになります。生活資金の貸付限度額は60万円でございますが、10万円を超える場合には分割貸付となる見込みでございます。

相談窓口では申請の受付書類等の確認をし、実施主体であります東京都社会福祉協議会へ申請書類を送付をいたします。東京都社会福祉協議会では申請書類を審査し、貸付を決定した場合には御本人に決定通知を発送し、その後貸付が開始されることになります。この場合は、就業訓練終了月の翌月から6カ月間の据え置き期間、これを経過した後5年以内に東京都社会福祉協議会に貸付金の償還を行うことになります。

なお、就職チャレンジ支援事業では受講期間中は訓練に専念できるよう、出席状況に応じまして月額15万円程度の受講奨励金が交付されますので、生活資金の貸付はこの受講奨励金が交付されるまでのつなぎ的要素がございます。また、この受講奨励金は雑所得になりますので課税対象となり、対象者が収入として確定申告等が必要となってまいります。

そして、各訓練の受講終了後は就職チャレンジ支援相談室の実施する合同面接会、あるいは職業紹介等により受講したスキルを生かしまして就職をしていただくことになります。就職が内定された方は、生活サポート特別貸付事業の就職等一時金無利子貸付を活用することができまして、貸付限度額は50万円、貸付限度額以内で就職支度金20万円、転居資金30万円、技能習得資金20万円、この三つの資金を併用することが可能でございます。

以上が本事業の流れの一例でございます。なお、その他の事業メニューでは65歳以上の方も対象となる場合もございます。

次に、本事業の期待される効果につきましては、就労意欲がある低所得者の方々が本事業を有効に活用していただきまして、安定した生活の確保を図ることが期待されるところでございます。

二次的効果といたしましては、近年雇用者全体に占める非正規雇用者の割合はおおよそ3人に1人という高い水準にまで達し、このままでは将来十分な年金等の確保ができない世帯が大幅に増加することなどが懸念されておりますが、本事業により多少なりともそういった世帯の減少につながることも期待をされるところでございます。

次に、2点目の関係部門間の調整につきましては、生活安定化総合対策事業の実施主体そのものは東京都でございますが、主幹部局といたしましては東京都保健福祉局が生活安定化応援事業、生活サポート特別貸付事業、チャレンジ支援貸付事業、介護福祉、社会福祉、奨学資金貸付事業、キャリアカウンセリング、能力開発講座等を所

管いたしまして、東京都産業労働局では就職チャレンジ支援事業を所管いたすことになっております。

なお、各種事業のうち貸付事業につきましては、東京都が補助事業として貸付金源資を補助することにより、東京都社会福祉協議会が実施主体となっております。

また、事業対象となる低所得層の世帯等も若年層、ひとり親家庭、中高年層など広範囲で、事業体制は大変複雑でございますが、福生市が東京都から受託する事業は生活安定化応援事業等ございまして、いわゆる相談窓口の設置、運営などが中心となります。

このことから、担当窓口を一本化し、東京都社会福祉協議会との関連性や、他市の状況等を判断させていただき、現時点では福祉部社会福祉課を主幹課とし、生活福祉資金貸付事業のノウハウのある福生市社会福祉協議会に本事業を再委託する方向で調整中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） 丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、残り50分ほどですので、順を追って再質問なりさせていただきます。初めに、生活安定化総合対策事業につきまして、非常にきめ細かい制度になっていると思います。それだけにまた、今一度御説明いただいてわかった方がどれぐらいいるかというぐらい煩雑な、いろいろなルートが出てくるということでございますので、どうやってこれを該当する低所得の方で、働く意欲のある方に知ってもらうといいですか、そして応援をしていくにはどうしたらいいかということも大事な視点になってくると、こう思っております。

さてそこで、何点か生活安定化総合対策事業についてお伺いするわけでございますが、その前段として、市長答弁にございましたが、東京都は8月1日からやってください、いやできますよという形で、23区はいろいろな、23区と三多摩はいろいろな多摩格差とかいろいろありますから、そういうものかなとも思うのですが、23区は8月1日から開始でございます。多摩地域26市2町1村ですか——つきましては八王子、武蔵野、調布、八つの市で8月1日に相談窓口が動くということですよ。

それで福生は、今まで見ていますとこういうケース、いつも後ろの方なのですね。それはなぜなのだろうかということをお二人にお聞きしたいのです。お一人は、真新しい目でこの市政を今見られている市長に、端的にどうですかという直感で結構ですから、なぜなのだろうかというのをお聞きしたいのです。もう一つは、ベテランの副市長に、これは市全体の総合力だと思うので、何がこうさせるのだろうか、いい悪いというのはまた別個ですよ。10月にやることの方がまだいろいろ、状況が変わってきているとかいろいろあるかもわからないけれどもというのはあるのですが、なぜこういう施策を先に打てないところは何なのだろうかというのを、これは今市長に聞いておかないと、市長もだんだんとレクチャーを受けてきてくると、だんだんと新鮮さが少しずつ欠けてきてはいけないので、まだ2日目ですから、言えると思うので、

ぜひとも直感で結構ですので、忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

さてそこで、これは前段でございまして、この一連の今言いました社会福祉協議会に相談をいたしまして、私は所得が年収約200万円以下で、これに該当するのですと、働ける年代、60前半ですとか、働く意欲もあるのですがという方が来たときに相談に乗って、こういう仕組みが、プログラムがありますよ、やってみませんかというお話の中で、この間に生活資金の無利子貸付もありますから、つなぎ資金として使ってくださいという形になったとしますと、一連の流れの中で大事なのは、相談された当事者の方が——これは結構時間がかかるのですね。相談を受けてから、通常の生活福祉資金でも1カ月ぐらいかかりますから、そこから今度は職業訓練を受けるなり、あるいは福祉分野の方の研修を受けたりするわけです。それで、職業訓練等を受けると6カ月ぐらいかかるわけですよ。そうすると、結構期間がかかるじゃないですか。その間にその方がしっかりとそのプログラムに乗ってうまくいっているかどうか、あるいはどこかで、何かのかげんでつまづいてしまったかどうかというフォローアップをしていかなければいけないのではないかと思います。それがさっき言った行政の窓口は社会福祉課、薄田主幹のところだと思います。そして、実際の相談窓口は社会福祉協議会と、こう思っておりますが、その連絡の調整等の会議帯といいますか、そういう制度が必要ではないかと、こう思うのですが、それについてどうお考えなのかをお伺いしたいのが1点でございます。

それともう1点は、先ほど申し上げました緊急3カ年の総合対策でございますが、市にくる補助金といいますか、大体人件費相当額の700万円ということですが、予算自身は先ほど言いましたように生活サポートの特別貸付事業で49億円あります。ということは、全体の東京都で対象となる方が17万人と言われておりますが、ですから、相当な数の方が働く意欲があって就職先がないと、なおかつ、いろいろな訓練も受けられないという方にとっては願ってもないことだと思うので、そういった場合にやはり市としてこういう事業をやるに当たっての目標管理というのはどうしても必要なと思います。

この10月1日からスタートでも結構でございますから、今年度やった場合の、来年の3月末までの年度内で何名ぐらいの方をこの制度でもって自立した、安定した生活の確保に向けて市としてこのプログラムに乗ってやっていただきたいかということ、その目標管理といいますか、何名ぐらいということをお考えなのかお伺いをしたいと、このように思います。

次は、いよいよ生活資金の、公共職業訓練等を受けるという意欲があって、いよいよ訓練を受け始めました。生活資金の無利子貸付を最大10万円で6カ月間つなぎ資金として借りながらやっていくとするとときに、国分寺市の窓口案内で公共職業訓練等々紹介されるわけですが、あるいは代替の企業としてそこでの、企業での職業訓練というものを認められているということなので、できるだけ福生市に相談にくる、市民の方ですから、なるべく遠隔地でないところの企業の方でいわゆる職業訓練も受けて、なおかつ、正規採用していただくに当たってもこの西多摩の近隣の企業があれば

一番安定するかなと、せっかく能力を、6カ月間でどこまでつくかわかりませんが、公共職業訓練等による実践的な能力を身につけたとしても遠隔地、あるいは東京の下町の方とか、都内の外れの方になってしまうと通うだけでも大変だと、こうなりますから、安定した生活の確保というのはなかなか難しいかなと、このように思いますので、地元等のハローワーク等と連携をするなり、あるいは近隣の市町村と連携をとるなりして、受け皿としての企業の開発といいますか——拾い出しとか等々についてどのようなお考えなのかをお伺いしたいと、このように思っております。

以上、3点か4点ぐらいです。急な質問で恐縮でございますけれども、やはり行政のチェック機能でもありますので、しっかりと即応力も大事でございますから、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、二つ目の日本語学級の件でございます。ただいま教育長等、御案内いただきましたけれども、本当に多岐にわたって、4月末現在で小学生で48名いらっしゃるのですね。第一小学校の日本語通級学級を見学させていただいて、わずか1時間の時限だけだったのですが、そのときは15名ぐらいいらっしゃいましたか、先生にお伺いしましたら、当日結構どじゃぶりの雨が降ってまして、雨が降っているから来れない生徒さんもいるのですということで、やはりいろいろな文化だとかその地域性といいますかね、違っているなという思いもしております。

またその半面、お伺いをしましたら、学校が終わるときには真っ先に日本語のわからないお子さんのお母さんたちが校門の前で待っていると、そこら辺あたりは本当に子どもを大事にしている、そういう何か日本で失われかけつつあるようなその母親像を思い浮かべたわけでございますが、そのようないろいろな環境の中で、視察をさせていただいたときも15名の方々が、生徒さんたちが全部違うテキストで勉強されている、全く同じテキストで同じことをやっている生徒さんは1人もいなかったです。3人の先生方が、それも手際よく丁寧に教えておりました。

1人のお子さんは平仮名の「かきくけこ」の「き」の字を書き順をずっと書いて、「き」で始まる言葉ですね。きりんとか、あと何ですかね、そういうような言葉を付け加えて日本語の平仮名の書き方をやっていたりとか、あるお子さんは反対の言葉を選んで文章をつくったりとか、それこそそれぞれお持ちの母国語であるならばそれなりの学年の学力があるのだけでも、日本語という言葉の壁でもってわからない、だから国語とか社会はだめだけれども、苦手だけれども、算数なんかのときには通常の教室でできる場合もあると、こう伺っております。そのように御苦労されているわけで、本当の手づくりの中で日本語学級をされておりました。

先ほど紹介のありました、先進の取り組みのところで新宿のお話でしたが、国際理解教室というところでございますが、30時間の集中スクーリングを行うと、ちょうど大久保駅と新大久保駅の間ぐらいの、コリアンタウンといわれる部分が非常に集中している、中国人と韓国人の方が非常に多いところでございまして、調べましたら国際理解教室では中国語と韓国語の2カ国語を教えているということで——を中心に行っているということなのですが、いろいろな市のやつを見ますとやはり集中

的に、短期集中でもってまずは教える、それは教育長から答弁いただきました繰り返し繰り返し繰り返しの初期的な指導といいますか、ごく基本的なところから入られて、それを繰り返しやることによって子どもはどんどんそこから発展して言葉を覚えていくということになるのかなと、このように思っております。

さて、そこでお伺いしたいのですが、一小のところで先生とお話をしました。その先生自身も個人でもホームページを持たれていて、本当によくいろいろなことを一生懸命されているのだなということがよくわかりましたけれども、ヒヤリングした中で、これは日本語学級の先生に限るということはないと思いますけれども、特に自己負担でもっていろいろなものを準備される、要するに教材が非常に高いのですね。専門の言葉で、辞書ひとつにしても、英語の辞書は比較的安いですが、それがさっきお話のあった中東の方の言葉だとか、東南アジアだとか、ちょうど教室の前に生徒さんたちが使われる言葉であいさつの書いてあるやつがあったのですが、片仮名がふってなかったら何が何だかわからないという言葉がございました。置いてある本も非常に古い本の中からコピーをして手づくりで準備をされてということでございます。

それで、予算のことも今お伺いしましたならば、特別にあるわけでもなしということで、学校に配付されたといいますか、通常の中で対応しているとなると、本当に歴史のあるといいますか、日本語学級として福生第一小学校というのはかなり有名な日本語学級でございます。それにしても非常に先生個人の負担によって成り立っている部分も結構あるのではないかと、せめて教材費、あるいはそれをコピーするカラーコピーといいますかね、これはもう絶対必要だなと、青だとか赤だとかという形容詞が必要な、赤い靴とか、青い空といってもモノクロの世界だと説明がつかないわけですから、その意味でいうと、もとのテキストのやつをコピーして使うにしても、やはり形容詞が必要なことを教えるやつは、赤はこの赤なのだというような形から入っていかないといけないのではないかなと、そうしますと例えばの話ですけども、カラーのコピー機だとか、あるいは比較的新しい辞書だとかも必要になってくるかなというような気がしております。

また、日本の文化だとか伝統だとかを直接教えているのですね、先生にお伺いしましたら。七夕のときにはササを持ってきて、月見のときにはお団子をつくったりされているのです。あるいはお汁粉を食べる時期になったらお汁粉をつくったりして、全部自費でやっているのですね。

これではいけないのではないかなと、このように思っております、ぜひとも、予算は厳しい、先ほどの別な件でもありましたけれども、財政は厳しいのですと言っても、財政が厳しくたって市の行政で行っていること、特に高齢者だとか教育の行政にやっていくところが、市で本来やらなければいけないことを一部の先生方に負担をさせるなんていうことで成り立っているというのは私はよくないと、このように思っておりますので、ぜひとも格段の御配慮をいただきたいなと思いますので、その件についていかがお考えでしょうか。

それと、担当の先生にお伺いしますと、第一小学校の日本語通級学級に通っている

お子さんたちが、先ほどのお話ですと全部で四十何名いらっしゃるわけですが、年とともにほとんどの方が福生第二中学校へいくのですね。そうすると第二中学校へいきますと指導補助員の先生はついていますが、あるいは通訳の先生はついていますが、日本語学級はないのですよ。本当に2年、3年ぐらいで、お子さんが中学へいくときに———こういう言い方をしましょうか。第一小学校の日本語学級の中には本来母国では中学生、あるいは小学校の6年ぐらいのお子さんがいても、日本語がわからないために基礎の基礎からやるわけですから、中学へ入るときには中学の2年とか3年ぐらいになって中学校に上がっていくお子さんもいるわけですね。飛び級というのはないですから。そうしたときに、中学校へ上がったときに急に格段に日本語がうまくなるといったらそうでもないわけで、ということからいくと、やはり中学校にも本来だと日本語学級があつて、通級学級があつて、在籍しているクラスから、このところがわからないからこの時間はここで、日本語学級で勉強するという形のものもあつてもいいだろうしという思いがしていますので、第二中学校での日本語学級の設置についてどのようにお考えなのかをお伺いをいたしたいと思います。

続いて三つ目ですが、就学前の指導につきましては、すみれ保育園の御案内いただきましてありがとうございます。思ったよりもしっかりと、子どもの柔軟性といえますか、吸収力は相当なものかと思っておりますので、そういうものかと思いますが、そうなってくるとお子さんよりもむしろお母さんの教育といえますか———が大事になってくるかなとも思っておりますので、その母親学級的な就学前指導についてどんなふうに御認識されているかということをお伺いをいたします。

それと最後に、言葉が足りなくて恐縮でございましたが、御答弁いただきました人材バンクの登用のやつはいいやつを、団塊世代の地域デビューのすばらしいのをつくらせていただきましたから、あれの後ろにぜひとも人材登録の紙を1枚付けていただいて、どこで集約するのかわかりませんが、各部だとか課を乗り越えて、どこかで人材バンク的なものを登録していただいて、ジャイカ（国際協力機構）の経験者だとか、現地で何年間か仕事をされた方だとか、言葉のわかる外国に精通をしている方々に対しての人材バンクの登用をして、それらの先生のサポートをしていただくようなればありがたいかと、こう思っております。

あとは地域猫のことでございます。私は前から言っているのですが、地域猫は地域にのみ張り付けるのではなくしに、個人のボランティアの方に張り付ける方向もあつてしかるべきではないかというのが1点と、そして動物病院を市内限定とされておりますが、前の答弁のときには地域振興という観点から述べられたのですが、そういう観点ではなくしに、どこかに、近隣のところで安くて同じ処理をしてくれる、手術をしてくれる先生がいたら、公費を使うのだから、避妊・去勢手術をするというときに、片方は1万何千円ですと、片方は8000円ですと言ったときにどちらを選択しますかということなのです。そこがわかっていてあえて高いところを使うというのは、やはりどう見たって論理的におかしいのではないかという気がしてなりません。

それと、また費用負担につきましても、東京都の施策の中にもありますけれども、

今はほとんど全額に近い額を補助しております。それを仮に2分の1ぐらいにしたときにはその倍の数が手術できるわけですね。そうすると御答弁の中にもありましたように、ある地域によっては、町会によっては野良猫は少なくなったねというふうに見えて減ってくるわけですから、どこかの段階で地域も含めて、地域プラス個人ボランティアさんだとか、あるいは動物病院の指定を外して、安いところがあればそちらを使うこともありだよということ、あるいは費用負担についても見直しだとかについても、ぜひともその辺のところも考えていただきたいなど、ここは質問しませんから、要望だけにしておきますので、よく御検討しておいてください。

御答弁の中で「定められたルールのみ固執するのではなくて、どうすれば地域の問題が速やかに解決するかという視点で市民一人一人の取り組みや、地域の小さな単位での取り組みを地域猫制度につなげる方向で事業を進めている」ということですから、今言った数行の言葉を今回は信じさせていただきますので、弾力的に、一番価値的に運用していただきたいと、市長の答弁にもありましたように、より多くの不幸な猫がいなくなるように、猫と地域と人が共生できるようにお願いをしたいと、このように思います。

あまりやると答弁がなくなってしまうから、とりあえず、あと20分ぐらいですから端的に、結論だけで結構ですから、御答弁をいただきたいと、最後にまとめをしたいものですから、二、三分時間をいただいた上でということで、よろしく願いをいたします。

以上で2回目終わります。

○市長（加藤育男君） 青海議員に無理やり質問をいただきまして、答えろということでございますが、御指摘の市の対応が常に都内では遅いのではないかと、そういうふうな御指摘でございましたが、私は去る5月21日に就任いたしまして、ちょうどきょうで半月になります。その間、半分ぐらいはずっと国や都、あるいは近隣市町村、関係機関に出向いておりまして、あいさつ回りをさせていただきました関係で、まだ部課長、あるいは職員の皆さまとまだ意志の疎通を図って信頼関係を構築しておりませんので、即応力、直感力がないと言われても仕方がないところでございますが、これから信頼関係を構築していく上で大事な時期だと思っておりますので、軽々にお答えをすることはなかなかできないということをおくみ取りいただきたいと、そういうふうに思っております。

○副市長（高橋保雄君） それでは、生活安定化総合対策事業の関係でございます。遅れた理由というようなことでございますが、この件につきましては昨年の秋ごろですか、こういった東京都からのお話がありました。その時点では東京都内、全区市町村がこの事業については反対というお話がありました。

そんなことでこの事業は進んでいなかったものですが、その後いろいろと調整をさせていただきまして、最終的な、最終合意というのは、ことしの4月25日が最終合意ということで、そんなことも遅れた理由の一つなのかなと思っておりますし、またもう4月に入ってからでございますので、私どもの職員の体制もできていないという

ことも一つはございます。

それとあと、社会福祉協議会に委託、もうこれも後半になってからそういうことでもいいというお話を聞いたということですが、まだまだうちの方の社協についても職員があまり、少ないということ、八王子市、武蔵野市さんの方はわりと大勢の職員がいるというお話を聞いていますので、8月1日から実施ができたのではないかと思いますし、私どもはいろいろ計画させていただきまして、先ほど市長が答弁させていただきましたとおり10月1日からに向けて努力したいというふうに考えておりますので、そのような経過で、遅れた理由ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（原島貞夫君） 3時25分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩

~~~~~

午後3時25分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、生活安定化総合対策事業につきまして3点ほど再質問に御答弁申し上げます。

まず、対象者の支援メニューによつてのケースカンファレンス的な、会議的なものという御質問でございますけれども、現在のところ特に会議的なものは、個々の対象者別にどうするというのは特には設定はされておりません。

ただ、個々のケース等の、例えば生活資金の貸付、あるいは職業訓練等の状況につきましては、区市町村が設置いたします相談窓口の方にその状況等がフィードバックをされるということは今のところ決定されておりまして、具体的にどういう方法ということも正直言ってまだ定まっておらないようであります。

それから、会議的なものということになりますと、ちょっと若干趣旨が違つかもしれませんが、本事業全体のいわゆる取組状況、あるいは実施効果等につきましては、東京都と区市町村のそれぞれ担当者レベルの連絡会議が5月に設置をされたということでございます。ただ、区市町村も担当部課長すべてではございませんで、代表という形でございます。

それから、2点目の本事業の市としての成果、あるいは目標、何人かということでございますが、なかなかこれは難しいことございまして、実際にこの事業の対象となりますのがまず低所得者基準、いわゆる課税所得で50万円未満、年収だと200万円未満というようなこと、それが一番大きな要件ですが、こうした状況の方、東京都全体では、議員さんおっしゃられましたが、17万人というふうに言われておりますが、こうしたレベルで福生市で試算してみますと、大体950人ほどというふうに思われます。

ただ、この方々が全部対象になるということではもちろんございませんので、やはり就労意欲が何しろあるということが大前提となつてまいります。したがいまして、今の時点では市として何人とは申し上げられませんが、いずれにしても、希望される方がこうした貸付等々が利用できるように、やはり1日も早く窓口設置の対応に努め

てまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、いわゆる就労場所というお話でございます。いわゆる多摩地域にというお話でございますが、これにつきましては当然のこととして国分寺市の相談室がその職業訓練、あるいは就職等々の企業説明、あるいは紹介等をするわけでございまして、当然のこととして多摩地域にお住まいの方は当然多摩地域というようなことがやはり大前提になるかと、そのように思っております。東京都でもこうしたことにつきましては、一応万全のアフターフォローを明言しておりまして、責任を持ってそういった対応をしていくというお話を聞いております。

したがいまして、私どもとしてはそれに期待をいたしたいと思っておりますし、そういうことがなかなか図れないということであれば、市としても東京都の方にそういった対応をしていただくような要望をしてみまいりたいと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、東京都からの受託事業でございますので、窓口設置につきまして10月をめどに開設をすること、それに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

○参事（川越孝洋君） 日本語学級関係の再質問につきまして御答弁申し上げます。

私の方からは2点につきましてお答え申し上げます。初めに日本語学級に対します予算の拡充についてでございますが、議員さん御指摘の日本語学級の予算の拡充の必要性につきましては、私ども教育委員会といたしましても十分考慮しなければならない問題といたしまして再認識をしたところでございます。

日本語学級の予算に関しましては、今後庁内の調整を図りながら、通常学級の予算とは分けて配当し、備品、あるいは消耗品など必要な予算として執行ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、中学校段階におけます日本語の指導体制、日本語学級の設置の可能性についてお答えを申し上げます。福生第一中学校日本語学級には、母国で小学校段階の学習を終了している児童が現在6名在籍をしております。また日本語学級で指導を受けることのできる年限が、東京都の公立小・中学校日本語学級設置要綱によりまして2年間という限度というふうになっております。

例えば小学校6年生時に我が国に編入をしてきた児童については、小学校卒業後にも日本語指導を受けることができることとなります。現在、東京都には中学校日本語学級は4区、1市に計6学級設置されております。新規の開設につきましては、需要の状況を判断して都が認可を行うというシステムになっております。

今後、本市の中学校に在籍する日本語指導が必要な生徒にかかわる詳細な調査、診断を行いまして、施設面との対応もございまして、そういった点を十分研究をいたしながら、日本語学級の設置の可能性について精査をしてみまいりたいというふうに考えております。

現在は本市の中学校には日本語学級は設置されておませんが、中学生に対する日本語指導が学校からの要請によりまして日本語適応指導員講師で対応している状況でございます。またこの日本語適応指導講師につきましても、十分な予算を確保してお

りまして、学校からの要請に即応できる支援ができるものというふうに思っております。今後につきまして、市内各中学校のニーズに応じた日本語指導体制の構築に向け一層の拡充を図ってまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 日本語のできない保護者に対する日本語教育の現状はどの御質問でございますが、公民館におきまして保育室事業の一つとして1回、17週、5コースを実施してございます。参加者は各コース15人から10人程度でございます。

また、市民グループの「ゆうあいふっさ」との共催事業を年間を通して実施しているところでございます。参加者は30人程度でございます。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございます。生活安定化総合対策事業につきまして、東京都の方もかなりばたばたしてつくったかなと、最終合意が4月25日で、私が福祉局からいただいたのが4月28日で、5月1日に名称が変わったという形で、確かにとってつけたようなところもありますが、趣旨的には非常に大事な事業かなと、これで先ほど、今、福祉部長の方から目標はなかなかという、ただし、窓口をしっかりとつくって、対象となる就労の意欲のある方については、しっかりとこの制度ができれば活用していけるようにしたいという答弁をいただきましたけれども、一番大事なのはこのようなチャンスといいますか、一つの仕組みがあって、それに就労意欲があって、なければ仕方ないですが、あってこういう制度のことを知らないままになってしまっただけなので、ぜひとも10月の段階で、いろいろな御相談が市の方にくると思います。社会福祉課の方にね。いわゆる生活保護の相談だとかかるとしますので、よく連携をとっていただいて、就労相談の方にも、あるいはハローワークとも連携をとっていただいて、こういう制度があるので働く気があれば、そして所得の水準が年収ベースで200万円、課税所得だと50万円以内という形であれば何とか、こういうのに乗っていければいいですねという話で、一人でも多くの方がこの対策事業によって世帯として、あるいは単独でも、お一人住まいでもしっかりと安定した生活ができるように努力をしていただきたい。

先ほど950人程度かなというお話でございます。一人でも二人でもその人にとっては100%充実できる道が開けるわけですから、そういう意味でとても大事な事業かなと思っておりますので、またトータルで考えてみると、それによって生活保護を受けなければいけなくなった人が、この制度を知って就労意欲を持って頑張ったことによって逆に納税者になってくるわけですから、これは大きな違いが出てくると思うのです。そういう意味からしても、大きな意義のある事業ですので、本当に心してしっかりとお願いしたいなと、このように思う次第でございます。

ですから、もろもろの件で、東京都の部分で足りない部分だとかいろいろな課題がありましたら、ぜひとも福祉部長の方で、もしかしたら市の、全市ではないという話でございますので、近隣の市が代表として都の方と連絡する、代表になった場合には

福生市の状況を教えていただいて、皆さんの実際の現場レベルの声を都の方に上げていただければと、このように願うところでございます。

あと日本語学級につきましては、今予算につきましては通常学級とは別個に日本語学級についてはやっていきたいということですので、ぜひとも実情をもう一度精査をしていただいて、やはり限られた予算という、それはもうわかり切っているところなので、その中でも力を入れなければいけないところ、メリハリをきかせなければいけないところというのはあろうと思いますので、ぜひともその辺のところ、現場の先生方に負担をかけない形でいい日本語通級学級ができるようお願いしたいと。

中学校等につきましては、もしかしたらニーズが出てきても設備的な面で、場所がないというようなこともあり得るかもわからないので、総合的に判断をしていただきながら、今度は教育センターも新しくできるところでもございますので、総合的な視野に立って何とか中学校の部分でもそういうお子さんたちが勉強できる、学べる場をつくっていただきたいなど、このように思っておるところでございます。

担当の専任の先生に伺いましたら、一小の日本語通級学級を卒業していった方はほとんど二中に行かれて、ほとんど上の学級へ、高校とか行かれて、永住されるのだというふうに伺っております。であればこそ、不自由な言葉の壁を乗り越えて、福生市で学んで、しっかりと自立の道が歩めるようになったら、それも一つの大きな国際交流にもつながってくるかなと、このように思うところでございます。そういう意味で大いに、大きな役割を担う日本語学級であるというような認識のもとに頑張っていたきたいなど、このように思っているところでございます。

また、宮田次長の方で答弁いただきましたお母さん方、母親学級の件でございますが、結構な数の方が、5コースで15人から10人だから75人とか50人ぐらい、そして市民の「ゆうあいふっさ」の方でも30人ぐらいということでございますが、いかんせん、外国人登録されている方の数はワンオーダー上ぐらいの数ですので、その中で日本語がどこまで必要とされているかというのはありますが、いずれにしましても、そのような現状のところも認識をしていただきながら次の手が打てるかどうか、十分に長期的な目で見てやっていただきたいなど、このように思っております。

それと、最後に要望になります。高齢者住宅家賃助成制度、御答弁の中で、さっき言い忘れたのだけれども、いろいろな高齢者の方のどんな影響が出ているかを精査しなければいけないというのがあったけれども、私はそれはちょっと逆ではないかなと思っているの。やめて大変なのはわかりきっているはずなのだから、問題は、今状況が変わった中で何が必要なのかなという視点でものを見ることも大事なかなということを少し感じました。

ぜひとも、限られた予算の中でありますが、そういつてしまったら身もふたもないことでありまして、何も事業ができなくなってしまうので、何をやめて何をやるか、要は一人でも多くの市民の方が、市長の言うように福生市に住んでいてよかったなど、高齢者になって福生市に住んでいても安心だなといえるまちづくりにどこまで切り込めるかが勝負かなと思っておりますので、大いに期待もしておりますし、実際に期待

をしているのですよ。

そういう意味合いで頑張っていたきたいなど、何も理事者の部課長とけんかしろなんて私は言うてはいないのだから、こういう視点で見るとこうだなという素直な感じというのはやはり出せないで、そこで遠慮していたら次が進まないというような気もしておりますが、いろいろなお立場もあろうかと思うので、これ以上は言いませんので、とにかく今回は生活安定化の総合対策事業という大きな事業と、教育問題では福生特有の日本語学級というところの事業を含めまして、あと動物との共生という切り口をさせていただきましたので、また機会がありましたらその後どうなっているか等につきまして、折りを見てまた質問させていただきたいと思います。

長時間本当にありがとうございました。以上で終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、9番阿南育子君。

（9番 阿南育子君質問席着席）

○9番（阿南育子君） それでは、よろしく願いいたします。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私からは大きくは3点、子育て支援についてと福祉バスについて、それから教育行政について伺います。

まず、1点目の子育て支援についてです。

中学生までの医療費無料化についてということで、福生市では御承知のとおり出生率は高いのに小学校入学時になると児童数が減ってしまう、また学力向上や不登校の問題を課題として抱えているというある意味わかりやすい状況があります。教育施策のみならず子育て、子育て支援についてもさらに取り組んでいくことで子育て環境を充実したものにし、子育て世代が定着して福生市に暮らし続けることを促していくことは必要だと思います。

小学校入学時に転居してしまうことについては、住宅の問題が大きかろうと思いますが、子育て支援の充実を図ることで子育て期を福生市で送ろうとする選択をする人がふえたらいいなと思っております。一つでも二つでも子育て支援を進めていきたいと思っております。

また、少子化が問題とされておりますが、世代間の人口のアンバランスということに加え、産める世代の人口そのものも減っているということもあるわけで、この先子どもがどんどんふえるということはなかなか見込めないのではないかという見方もできます。そうした社会になったときに子どもたち、または子どもを持つ家庭に対して社会としてどのような施策を用意することが妥当なのか、今後さらに検討していく必要があると思います。子どもたちの教育費と医療費はなるべくかからないようにしていくことが、私としては結局は子ども本人の未来の選択の幅を狭めることなく、希望の持てる社会につながるのではないかと考えております。

そこで伺いますが、加藤市長はマニフェストの中で乳幼児と義務教育就学児の医療費負担の軽減を上げ、中学生までの医療費の無料化にも言及していらっしゃいまし

たが、これをどのようにお進めになる御予定なのか、ぜひ年度の途中からでも進めていただきたいと思います。いつから取り組むお考えかをお聞きいたします。

それから、2点目は福祉バスについてです。

福祉バスが始まりまして約1カ月経ちました。また登録が始まってからは1カ月半ほどかと思っておりますが、昨日もほかの議員が取り組みましての現状を伺っておりますので、簡単に結構でございますので、現状について、利用登録状況、それから広報活動はどのように行ったのか、また現在までに寄せられた意見や改善点などがあれば教えていただきたいと思います。それとこのバスの対象者は高齢者とか障害者とかということで決まっておりますが、この人数は何人であるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、2点目として登録所をふやすことについて、現在、申請して登録ができるのが市内16カ所ということですが、交通弱者のための福祉バスですので、対象者は登録に行きましょうというときに少しでも近い方が望ましいと思います。福祉施設など対象となる人が行くであろう場所が登録できる場所になっているために、例えば公民館は福祉施設ではないので登録できない場所になっていますし、16カ所のうち福祉センターと子ども家庭支援センターと社会福祉協議会は同じ建物の中のような気がいたしますが、そうすると意外と場所としては少ないのではないかと考えております。

登録に行くために福祉バスに乗ってもいいということになっておりますが、このことについても周知がされておられませんし、登録した人に停留所の場所などを渡して対応しているので、バス停が示されていないということがありまして、登録してから停留所が具体的にはもらえるというようなことになっているので、登録していない人はパンフレットを持っていなかったりすると、どこで、何時に待っていたら福祉バスに乗って登録に行けるかがわからないという場合もあります。

一部町会や各種団体の要請にこたえて登録会なども開かれているようですが、対象者はいつでも登録に行けるように、市内の公共施設のどこでも受け付けられるようにしてほしいと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

次に、教育行政について伺います。

1点目の基礎学力向上策についてですが、基礎学力の定着と向上について、義務教育の9年間で学校で習ったことはきちんと習得できるということを公教育の最低限の目指すべき課題とすべきではないかと考えます。

昨今、杉並区の和田中のいわゆる「夜スペ」など公の学校が塾のような取り組みをしているところも出てきており、しかもこの和田中の「夜スペ」は成績のよい子が有料で放課後の学校でさらなる学習をするということで賛否両論出ているところですが、私はこのような成績がよくて、経済的にもお金が払えるというような家のお子さんがさらに勉強を進めるために公がそこを提供するということは必要ないのではないかと考えております。幾らでも外の塾へ行くという選択肢があると思っておりますので、公でやる必要はないのではないかと考えます。

大事なのは、どの子も一定程度学校で教える内容が理解できて、身につくことで次なるステップ、例えば高校受験とか、将来の道に生かしていける、結びついていく、あるいは生きていく力として身につけていくことが大切であると思っています。

生きる力を育む場の大きな一つに学校があると考えますので、学校の通常の時間で基礎学力が身につかないということがあるのならば、それはだれの責任なのか、子ども自身の、または家庭のせいにはしていただけないのではないのでしょうか。やはり教えるプロである先生方のさらなる工夫が必要であると思います。

福生市ではそのところがぶれることなくさまざまな努力がされていると思いますけれども、子どもたちが基礎学力を身につけられるための施策はどのように考え、そして実践されているのかを伺います。

2点目、地域支援室について伺います。現在、さまざまな方法で全国各地で地域と学校の融合が図られております。福生市の目指すべき学校と地域のかかわり方として、地域支援室の立ち上げに向けどのような考えで、どのように進めていくのかを伺います。

地域支援室、地域と学校との融合と一口に言いますが、なかなかとらえ方がさまざまあります。私は生涯学習との融合ということも頭に置いて、学校も地域の大人も子どもたちのお世話をするというのではなく、そこにとどまらず、地域は学校を手伝うだけでなく自分自身、大人自身にとってもためになり、楽しく、そして居場所となれるような場を意識的に学校という場につくっていくことでコミュニティの再構築につながるのではないかと考えています。そのことが巡り巡って子どもたちにもいい影響を及ぼしていく、そのような感覚を持つことが必要ではないかというふうに思っております。その辺の地域支援室の考え方を教えていただきたいと思っています。

以上、よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 阿南議員さんの御質問にお答えいたします。

子育て支援策についてですが、中学生までの医療費無料化につきましては、現在、市では小学校入学前の乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度によりまして医療費自己負担額の全額を助成しており、およそ9割の乳幼児が対象となっております。また平成19年10月から新たに小・中学生を対象とした義務教育就学児医療費助成制度を設け、医療費自己負担額3割のうち1割を助成しており、平成20年3月末では義務教育就学児童のおよそ6割の方が対象となっております。

そこで、御質問の中学生までの医療費無料化についてですが、私も子育て支援策として市民の皆様へ「無料化への取り組み」として公約しておりますことから、医療費助成の拡大に向けた取り組みを行ってまいりたいと存じます。今後、実施内容や財源等の問題も含めまして具体的な検討をさせていただき、任期中に実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉バスについての1点目、福祉バスの現状ですが、利用登録につきましては、5月30日現在で2551人の方の利用登録がございました。受付施設別では市

役所、福祉センターで7割を超える受け付けを行っております。また利用対象者別の内訳でございますが、高齢者1877人、障害者64人、妊婦50人、乳幼児・未就学児その保護者の方560人となっております。高齢者の利用登録が7割を超えるものとなっております。

また、広報活動でございますが、さまざまな方法で周知を図りまして、市の広報、パンフレットの配布やポスターの掲示、あるいは報道機関へのプレス発表を行っております。さらに各種関係団体に伺いまして直接周知をさせていただきました。

次に、乗車人数でございますが、5月7日から5月30日までの期間では合計で4207人の乗車があり、1日当たりの平均乗車人数は約200人となっております。

次に、現在までに寄せられた御意見でございますが、運行経路の見直しを求めるもの、バスの構造上にかかわるものなどが寄せられておりますが、すぐに改善できる内容でないことや、試行運行であり、現時点では利用者の声をお聞きしている時期であることなどをお伝えして御理解をいただくように努めておるところでございます。

また、総体の利用対象者は何人かとの御質問でございますが、ことしの5月1日現在で対象者は2万4129人となっているところでございます。

次に、2点目の利用登録場所をふやすことについてでございますが、利用登録は大きな山場を越えたものと推測されておりますが、継続的な利用登録となるわけでございますので、利用登録場所の増加につきましては、公共施設等を対象に拡大を図ってまいります。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

1点目、児童・生徒の基礎学力を身につけさせるための施策に関してでございます。基礎学力の定着に関しましては、本市における重要な教育課題の一つであるとの認識から、これまでもさまざまな施策に取り組んでまいりました。例えば学力の基礎を身につける小学校1年、2年、3年生の国語、算数の授業への指導補助員の配置、みずからの学力を知り、目的意識を持って学習に取り組むための漢字検定や算数検定の導入などを実施をいたしまして、基礎学力の定着を図っているところでございます。

また、中学校では今年度から新たに中学校入学後間もない1年生を対象に、みずから学び、みずから考える力の基礎となる望ましい学習習慣の定着と、生活習慣の改善を図ることをねらいとして中学校宿泊学習教室、いわゆるスプリングスクールを実施をいたしております。参加した中学生からは「勉強の仕方がわかった。自分から勉強してみようと思った」などの感想を得ております。教育委員会といたしましては、スプリングスクールの取り組みによって生徒の学習に対する意欲の向上が見られたと評価をいたしております。

さらに、小学校におきましては、これまでも基礎的・基本的学習内容の指導については夏季休業前にも実施をいたしておりました。今年度はこの機会を少し重点化を

いたしまして、「サマーチャレンジ」と銘打ち、学習教室の開催を全校で実施をいたします。これは夏季休業日前に児童の学習習慣の確立を図ることと、国語、算数の基礎学力の向上と体力の向上をねらいとして実施をするものでございます。小学校はこれまで7月20日前後を第1学期の終業式とし、翌日から夏季休業日に入っておりますが、今年度は7月24日を終業式として、1学期の授業日数を延長して時数を確保し、サマーチャレンジの開催を計画をいたしております。また給食センターの稼働日数が年間6日間ふえておりますことから、年間を通じての授業時数の増加も図っているところでございます。

今後はこのサマーチャレンジの取り組みや、スプリングスクール、漢字検定、算数検定、さらには小学校の授業指導補助員や中学校の適応指導補助員の配置等事業の成果を考慮し、重点化を図ってまいりたいと考えております。

特にスプリングスクールにつきましては、生徒のアンケート結果からも明らかなように、生徒が自学自習できるように個別指導や学習カウンセリングの充実を図っていきたいと考えております。あわせまして、生徒の学力習得との相関が強い生活習慣の改善も進めてまいりたいと考えます。一人一人の生徒に対しまして教員が具体的に生徒の生活状況に触れ、保護者にもその改善点を助言できるような、根拠資料の作成を進められるよう各学校に対する指導もいたしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、学社融合の視点に立った学校内に設置をする地域支援室についてでございますが、文部科学省は本年度開始の事業といたしまして、地域の教育力向上の視点から、学校支援地域本部事業を立ち上げたところでございます。この事業の趣旨は、近年の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など青少年を巡りますさまざまな問題が発生をいたしております背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や、個人主義の浸透によるいわゆる地域の教育力の低下が指摘をされ、このことを踏まえ、地域全体で学校教育を支援することが必要であり、学校と地域との連携体制の構築を図り、多様な形態の教員支援を可能とし、大人が子どもに向き合う時間の拡充を図ることを目指すものでございます。

本市におきましては、この趣旨とは若干異なりはいたしますが、これまで学校状況の必然性から地域の方々に御協力をいただくことで教育効果を高めることや、学校への理解を深め、地域との連携を推進しようとする、いわゆる開かれた学校づくりの趣旨のもとに地域の人材を活用する事業などを展開し、学校支援に当たっているところでございます。

各小・中学校で地域の方々に御協力をいただき展開をいたしております事業は、例えば小学校授業指導補助員、中学校適応指導補助員、ゲストティーチャーや図書館ボランティア、校内美化のボランティアなど、さらには安全見守りボランティアの方々を含めると680人余りの方々に御尽力をいただいております。たくさんの方の御協力で学校教育が展開をされております。

今後は文部科学省が提案をしております趣旨や、本市において地域人材活用の実施が先行いたしております状況を整理をし、授業の趣旨や活動のわかりやすさ、それに

かかわります連絡調整や人材の登録、御支援いただく方々の効力感の問題などより効果を上げるための仕組みづくりが重要であると考えております。つきましては、この仕組みづくりを市内小・中学校でモデル的に展開ができないか、目下検討中でございます。校長への働きかけをいたしているところでございます。

本年度は、まず学社融合の視点から校長研修として7月末に、先進市の学校の地域コーディネーターを招き、講義をいただく機会を設けることといたしております。そして校長を中心に今年度中には学校と地域のより一層の有機的な連携事業推進のために、仕組みづくりに必要な要件を整理をし、教育委員会事務局と学校とで折衝を重ねながら、その運営を円滑に進めるべく組織を立ち上げたいと考えております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

子育て支援策について、中学校までの医療費のことですが、この中学生以下の子どもたちの医療費の軽減策については、各市で微妙に取り組み方が違うわけですが、他市の状況で医療費の軽減、3割自己負担のうちの1割助成の所得制限をなくしているところであるとか、どのようになっているのでしょうかということを再質問いたします。

それから、義務教育就学時の医療費を無料化にした場合、市の負担額はどのくらいになるのでしょうか。

また、乳幼児医療費助成制度、これは現在2歳まで所得制限が撤廃されているわけですが、これを仮に3歳までとした場合、市の負担は幾らふえるのでしょうか。

そして、もしも福生市が助成の幅を広げようとした場合には、どのような手続きとか流れが必要なのかということもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、福祉バスについてですが、登録場については拡大を図っていただけるということでありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

再質問といたしまして、きのうの乙津議員の一般質問のやりとりの中で、3カ月ごとに問題点などを把握していくというふうにおっしゃっていただきましたけれども、全体の計画といいますか、この福祉バスは試行運行ということで始まっておりますので、どのくらい試行を続けて、どのような流れで次へのステップなり結論なりを出していく予定があるのかないのかということを再質問させていただきます。

それと、教育行政についてですが、基礎学力の向上策については、今年度の、今までもさまざまな取り組みがされてきておるところで、さまざま努力されていることはよくわかりましたが、今年度の新たな取り組みの一つとしてサマーチャレンジが上げられましたが、福生市の夏の学校事情に合わせて、つまり冷暖房完備の設備を生かして夏でも勉強できる環境が福生市はあるわけですので、そこで普段じっくりできないような部分をおさらいしたり、サマーチャレンジの中で補習授業的なことができそうだというふうに感じまして、とても期待をしております。より一人一人に寄り

添っていく必要があるのではないかと思います、そのためにはさらに人材を入れていくというか、地域の方にも入っていただくなど、できることではないかと思いますが、この地域人材を生かしていくことについて再質問をいたします。

それから、地域支援室についてですけれども、先ほど答弁の中にもありましたが、地域の教育力を高めていくということ、そして学校と地域、もちろん現役の保護者も学校に対してチェックをするとか、苦情を寄せて非難しあうというような関係ではなくて、すべての大人が仲間となって学校にかかわっていき、子どもにかかわっていく、そうした地域づくり、学校づくりということがこの地域進出に期待されているところではないかと思います。そうした目的や、ころ合いをかかわる人がよく理解し、そして人と人をつないでいくことが大切だと思いますし、コーディネーター役の人づくりが大事ではないかと思います。その辺をどのようにお考えでしょうか。

また、先生方にも理解していただくことが大切だと思いますが、実践していく中で実感していくことが一番ではありますけれども、どのようにスタートさせるのか、関係者の研修など、先ほど校長の研修という話がありましたが、さらにどのような流れで進めていくお考えかということも、お考えでしたらぜひお話いただければと思います。

以上、何点か再質問させていただきます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、阿南議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

私の方は4点ほど御質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

まず、1点目の義務教育就学時医療費助成制度の他市の状況ということでございます。この制度につきましては、自己負担3割のうちの1割というふうなことで、この部分につきましてはすべて26市同様でございます。

それから、武蔵野市、府中市、それから羽村市、この3市が所得制限を撤廃していると、それから国立市1市が入院時の食事療養の助成を行っているという状況でございます。

それから、2点目の完全に無料化した場合の市の負担額ということでございます。19年度の実績の数値で試算をいたしますと、およそ3027万円ほどが市の負担となってくるところでございます。

それから、3点目の乳幼児医療費助成制度の方でございますけれども、現在2歳未満につきましては所得制限を撤廃しているという状況でございますけれども、これを1歳引き上げたらどの程度になるかということでございますけれども、およそ55万円ほど市の負担が出てくるということでございます。

それから、独自に市が実施した場合、どんな流れ、手続きがあるのかというふうな御質問でございますけれども、手続き的には基本的な部分といたしまして、東京都の方に福生市はこういうふうな内容でやっていきますというふうなことを申し上げ、東京都の方で東京都医師会を通じて、福生市さんはこういうことを考えているようだけれどもできますかというふうな調整をお願いするようになります。

ですから、例えば1歳刻みで拡大するとかいうことはちょっと不可能かなというふうには思っていますけれども、基本的には医師会の方にお話をさせていただき、医師会の方で了解を得た後に、当然福生市医師会も絡みますけれども、そういった形でまず全体的に了解をいただくというふうな形になります。それをもとにそれと並行してといいたいでしょうか、今度はシステム改良というふうなものが出てきますので、その辺も今度は予算化をし、いつ実施するかによりましては改良費的なものを前段でさせていただきながら本格実施というふうな、そのような流れになってくるのかなというふうには思っております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉バスに関係いたしまして再質問に御答弁を申し上げます。

まず、試行実施、いつまでかということですが、現時点での計画では、平成22年の1月というところまで一応試行運行を予定をさせていただいております。これは平成20年度実施計画にも一応掲載をさせていただいております。

どんな流れで実施までというお話なのですが、まだ正直いいまして1カ月の試行でございまして、さまざまなことが想定をされるわけですが、昨日も、乙津議員さんに御答弁申し上げました。とりあえず3カ月をひとつの検証期間といえますか、そのようなことを設定させていただき、利用者数、あるいは運行状況、それからある程度長い期間、1年ほど経ちますとやはりコストというようなものもある程度考えていかなければいけないのかなと、そんなふうに思っております。

そういったところを定期的といえますか、最終的には22年の1月施行ですので、それまでにということになるのですが、1月で結論を出したら遅すぎますので、少なくともそれよりも数カ月前というようなところでいろいろな結論を出していきたいと、そのように現時点では考えております。

ただ、正直いいまして、とりあえずまだ走ったばかりなので先のことはなかなか難しいということで、現状を何とかいろいろ考えていくということを御理解いただければなと思っております。

○参事（川越孝洋君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、小学校サマーチャレンジにおけます地域人材の活用についてでございますが、サマーチャレンジにおける地域の方の活用につきましては、基本的には各学校の対応として考えているところでございます。

具体的には国語と算数における少人数指導において、補助員として入っていただくことなどを考えている学校が2校ほどございます。サマーチャレンジは年度当初より市内全小学校で教育課程にあらかじめ位置づけられておりまして、授業時数につきましても3日間で合計12時間を正規の授業時数としてカウントすることになっております。したがって、この期間の学習指導は各校の学級担任等の教員が主体となって指導を行い、あわせて指導したことについての教員が適切に評価を行うというものでもございます。

そういったことをかんがみますと、サマーチャレンジにおきます地域の方の活用に

つきましては、通常の授業時におけます補助員の活用の範囲内にとどめるのが適切であるというふうに考えおきまして、今後ともこのサマーチャレンジに限らず、児童の個別指導の充実という観点からも積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の学校地域支援室のコーディネーターの必要性和育成についてでございますが、本市学校における地域人材活用の拠点づくりにつきましては、学社融合の視点に立ち、先行している市の仕組みや、文部科学省が提唱しております学校支援地域本部の考え方等を参考にしながら、いわゆる福生型のものというものが考えられないかということとただいま検討を進めているところでございます。

学校と地域との連携体制の構築を図るためには、御指摘のようにだれがその中心となるかといったようなところが重要でございます。本市におきましては市内小・中学校をモデル的に展開をするように目下検討中でございますが、コーディネーターにつきましても、先ほど教育長答弁にございましたように、本年度はまず校長から学社融合の観点での学校内地域人材拠点づくりの必要性について、その組織と機能といった面から理解を深めさせることが必要であると考えております。

具体的には、校長研修といたしまして7月末に先行する市の学校の地域コーディネーターを招き、講義をいただく機会を設けております。そして教員につきましても、学校が現在特に地域の人材の方々の支えで児童・生徒一人一人に行き届いた教育が成り立っているわけでございます。そうした教育の効果等を取り上げながら具体的に校長を研修させ、またそこから先の具体的に教員の方の研修についても、校内研修として扱うよう指導をしているところでございます。

今年度中には、学校と地域のより一層の有機的な連携授業推進を図るため、その仕組みづくりに必要な要件を整理をいたしまして、教育委員会事務局の横断的な連絡調整を進めて、施行に前向きに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは要望等させていただきます。

まずは、子育て支援策について、中学校までの医療費の無料化についてですけれども、市ごとに助成の内容が違ふということで、所得制限を義務教育就学時医療費助成制度においては、所得制限を撤廃しているのが3市ということで、お隣の羽村市もやっていますね。そして入院時の食事療養費の助成を行っているのが1市ということで、それぞれ違いがあるわけなのですけれども、手続きの中で医師会に確認をしていくというお話だったのですが、あまり細かいところをやるというのは実効性がないのではないかなというようにお話でしたけれども、逆に医師会が、まあそれくらいならいいのではないといったらできてしまうということでもあるかも知れませんが、システム改良ということも、そこから入らなくてもやり方はあるのではないのかなと、55万円、3歳、今2歳までの乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃ということとを3歳未満に拡大した場合のことをいっているのですけれども、およそ55万円が市の負担額とい

うことで、対象者がそんなには多くないという意味なのかなと、そうしたらシステム改良から入らなくても、すごく例えばなのですけど、後期高齢者医療制度の障害者の方が辞退したということで、今償還払いで後から返したりしていますよね、そういうようなアナログ的なやり方でもできるようなことがあるのではないのかなというふうに思うと、一歩でも二歩でも進めようと思えばできるころは見つかるのではないのかなというふうに思っております。

財源の問題とか継続性とかということを考えますと、私は再編交付金とかいろいろあるのですけれども、安易に何でもそこになってしまうのではなくて、きちんと継続性をもった計画というのが必要だなというふうに思っていますので、じっくりと考えていただきたいと思いますが、しかし、実効性をもってできるころからぜひ進めていっていただければと——というのは、最初にいいました子育て期を福生市を選んでもらいたいということのひとつの「売り」になるのは、やはり早くやるということだと思うのですね、まだ3市しかやってないというときに、福生市もやり始めたとかということなどは「売り」になるわけですし、あと福生病院の問題もあるので、公立福生病院、御存知のとおり羽村市と瑞穂町と福生市でやっているわけなのですけれども、その2市1町で違いがあつていいのかなと逆に思うわけなのです。

そこで、一緒にやっている仲間である自治体が横並びになっていく一つのステップとして、この3歳までをまずやるということで、乳幼児の部分では3歳まではそろふということになりますので、その三つを比べると、瑞穂町は3歳までやっている。羽村市もやっている。福生市だけやってないのですね。やはり子育て支援を進めていこうとする福生であるならば、やはりそこはやってもいいのかなというふうに思います。ぜひ検討の課題の優先順位を上げていただいて、検討いただきたいということを要望いたします。

それと、福祉バスについてです。御答弁ありがとうございました。スケジュールが22年の1月というのが一つの目標だということで、その数カ月前にはある程度の結論を出していく必要があるだろうというお答えでしたが、今始まったばかりということで、3カ月ごとに検証されていくということで、その中でさまざまな意見が出てくるとしますので、ぜひそれを受け止めていただいて、この福生にどういうものが必要なのかということをしつかりととらえていただければと思っております。

対象者が2万4129人で、現在、5月30日時点で2551人の登録ということで、約1割の方が登録しているということで、この数字が大きいとするのか、まだまだとするのか御意見いろいろあると思いますけれども、やはりこの忙しいこの新庁舎もできたりとか、いろいろ忙しい中で2500人の登録の業務を通常の業務に加えて行ってきたということでは、窓口の対応の方にはほんとに御苦労というか、対応に追われたのではないかと推察いたしますけれども、まだまだ知らなかったわという方も実際にいるということも事実でございますので、さらなる周知を心掛けていただきまして、必要な人のところにきちんと情報が届くというようなことを、ぜひ心掛け

ていただきたいなというふうに思います。

出前講座なんかでも、福祉バスが今、後期高齢者なんかと並んで人気のテーマではないかと思うのですけれども、登録会をそこでやったりとか、柔軟な対応を本当にやっていただいてすごくありがたいなと思っておりますけれども、どうしても福祉は申請主義で知らなかった人のところはもらえないじゃないかみたいな、いろいろな悪口を言われがちなどころがあるのが、行政サービスの見直しのポイントなのではないかなというふうに思っております。

この福祉バス、本当に進めている社協の方も含めてすごくやさしい対応をしているなというような実感をしているところですので、ぜひ周知徹底ということももう一度、走り出しましたけれども、そのバス自体が広報にはなるかと思いますが、ぜひ気をつけて、知らない人はいないかなということを探して、情報を届けていただくということをお願いしたいということ要望します。

そして、より多くの方に利用していただいて、そして意見をたくさん出していただくということがやはりこの試行運行の時期に必要なことではないかと思っておりますので、そういうことも市民との協働でまちをつくっていくということになると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、教育行政の方ですけれども、サマーチャレンジはとても本当に期待しております。地域の人材をとということで、補助員の通常の授業時に活躍していただいている補助員のような範囲でやっていくということで、担任の先生を中心にしながら一人一人の子どもに寄り添うということにはやはり人手が必要かなと思っておりますので、ぜひ人材の確保を進めていただきまして、このサマーチャレンジでもぜひ個別の指導ということを充実をお願いしたいと思っております。

それから、学校地域支援室ですけれども、福生型のものを考えていくということで、これは本当に、まさしくこの福生の地域性ということ抜きにしては考えられないことだと思いますので、先生方の研修もさることながら、地域の方々ともいろいろ一緒にやるという経験を重ねて、その実践の中で福生型を見つけていくというような、そうした取り組みが必要ではないかなと思っておりますので、ぜひその辺を柔軟に考えてやっていけるようなことを御配慮いただきたいということを要望いたしまして終わりにいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月5日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時29分 延会